

住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 結 果

平成 29 年 3 月 22 日

滋賀県監査委員

# 目 次

第1	監査の請求	1
1	請求の要旨	1
2	請求者	3
3	請求のあった日	3
第2	請求書の受理	3
第3	個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断	4
第4	監査	4
1	監査執行上の除斥	4
2	請求人の証拠の提出および陳述	4
3	関係職員等の陳述	10
4	監査の実施	16
5	関係人調査の実施	16
6	監査の結果	16
	(勸告)	
第1	監査の実施	16
第2	監査の結果	18
第3	判断	46
第4	勸告	60
第5	意見	61
	別紙	64
	別表	91

## 第1 監査の請求

### 1 請求の要旨

- (1) 請求の要旨（原文のまま。ただし、請求人が違法または不当としている個々の支出については別紙に記載し、支出ごとに便宜上請求番号を付した。また、請求に関係のない個人名は記号に置き換えている。）

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と定めている。この法律に基づき、滋賀県は「滋賀県政務活動費の交付に関する条例（平成24年12月28日条例第62号にて改正）第3条で「会派および会派に所属する議員に係る政務活動費の総額は、所属議員1人当たり月額30万円とする」と規定し政務活動費を給付している。

更に、地方自治法第100条第15項は「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」とあり、さらに16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする」とある。これらを受けて滋賀県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項は（収支報告書）「会派の代表者および議員は、政務活動費に係る収入および支出の報告書を別に定める様式により年度の終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない」

さらに第4項において「収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。」と規定している。

知事は平成27年5月12日（県資料1）第一四半期、五、六月分、総額26,400,000円。

平成27年7月1日（県資料2）第二四半期、総額39,600,000円。平成27年10月1日、（県資料3）第三四半期、総額39,600,000円。平成28年1月4日、第四四半期、総額38,700,000円の4回において、県会議員の政務活動費を議員の所属する会派に49,650,000円と議員個人分94,350,000円（総額144,000,000円・・ 蔦田議員の辞職や会派移動で若干の変動あり）を交付することを決定し配布した。（別添、滋賀県政務活動費の交付決定について、参照）

滋賀県議会議員の各会派と議員個人は平成28年4月に知事に対して、地方自治法第100条15項、並びに滋賀県条例10条第1項に基づき各会派の収支報告と議員個人の収支報告を提出し、その中で各会派および議員個人が算出した「交付額から使用額を差し引いた未使用額（残金、返戻額）」を知事に報告した。知事はこれを受けて、平成28年5月、各会派と議員に「未使用額（残金）」の返還を通知し、平成28年5月末に返還を受けた。（その会派別、個人別の戻入額は、県資料5、「平成27年度滋賀県

政務活動費収支報告および戻入額整理表、」に明らかである。）

私は昨今、全国の都道府県、市町の議員政務活動費の使用実態について、テレビ、新聞、週刊誌で大きく報道されるなかで、私たちの居住する滋賀県や大津市の議会では、どのような取り扱いになっているのかとの関心を持ち、「公文書公開条例」に基づき、滋賀県、大津市の政務活動費収支報告を閲覧し、そのコピーの交付をうけた。大津市会議員の公開された政務活動費の収支報告は、市民に対する報告として、かなりの透明性をもって記録編纂され、HPでも公開されているが、滋賀県議会の収支報告に掲載された各会派、個人の収支報告書は、各会派、議員が「今までの議会における収支報告の甘く、杜撰な、緩い慣習」により報告されたもので、「支給されたものは使わな損や」という感覚で湯水のごとく使用し、一県民として、税金である公金を「こんな政務活動費の使用の仕方でもいいのか」と疑問と怒りを持たせるものが多くあった。

青森地裁（平成 18 年 10 月 20 日）で出された「政務活動費に関する判決」では「議員や会派が積極的な立証活動を行わない場合は、金額や使途等からみて資料の提出や補足説明をするまでもなく政務活動費であろうと社会通念上推認されるような支出を除き、これを正当な政務活動費の支出と認めることはできない」さらに「領収書または説明のない支出」「雑誌名や種類が不明の領収書」「領収書の消失」「支出の経緯が不明な領収書」「何に使われたのかが不明な領収書」などは、調査研究活動との関連が不明で使途基準に合致しないと判断される」としている。

また、参考にすべき兵庫県、A 県議に関する神戸地裁判決（平成 27 年 7 月 6 日）も、兵庫県の A 県議の政務活動費の取得については「344 回の日帰り出張やはがき・切手代などに費やしたとする架空の書類を作成、収支報告書に添えて県議会側に出し、政務活動費 913 万円を搾取した」と述べ、これに対する判決は「県議への信頼を金銭欲から裏切った。県民への背信性は高い」として「詐欺と虚偽有印公文書作成・同行使の罪で、懲役 3 年執行猶予 4 年」の判決などがある。

私見では、滋賀県議会の政務活動費についてもこれらに該当し、又は個別に記載した理由により「政務活動費」とは認められないものが多々ある。

知事は、本来、上記などの最近の政務活動費の判例に基づき、厳格な査定を行うべき物と考えられるが、「平成 27 年度滋賀県政務活動費の収支報告」には、政務活動費と認定されないとと思われる支出が多く、地方自治法と判例に基づけば、これらは本来、知事に返戻されなければならない額である。

こうした理由により、知事は当該会派、議員に返還を求める義務があるにもかかわらず、これを怠っているため、知事がそれぞれの会派、議員個人に対して本請求書に記載した額の返還請求を為すべきとの措置をとるよう求めるものである。

知事が各議員に返還を求めるべき理由

「平成 27 年度の滋賀県議会政務活動費収支報告書」をみると、

- 1、県内外への視察出張費について、交通費、宿泊費などの業者の領収書は添えられているが、出張先（視察先）で、どこを訪れ（日程）、何を視察したのか（視察先の行事、視察、研修内容）、何を成果として得、県議会活動、ひいては県政にどのように役立てたのかの証拠書類が添付されていない場合が圧倒的に多い。
- 2、広聴広報費について、その発行に関する印刷業者の領収書は添付されているが、その作成された印刷物の見本（コピー等）が添付されておらず、どのような広報紙が発行されたのか不明である。また、その配布方法についても、一部「折り込」とかの表示はあるが、何日に、どのような方法で、いかなる地域に配布し、そのための費用がどれだけ要したかとの明確な報告は無い。
- 3、広報の郵送費と称して、多額の郵送費、切手を購入した領収書は添付されているが、その中には「記念切手」の購入も多く、公的資金を使って、「記念切手収集」という個人的趣味を満足させたのではないかとの疑念を抱かせる場合が多い。  
知事は収支報告の正確さを議会に任せるのでは無く、議会事務局で厳しく精査し、透明性を高め、該当しないと思われるものは、返還を求めるべきであるのに、それを怠っている。

以下に滋賀県の県会議員の全会派と、ほとんどの議員の収支報告の中から、明らかに地方自治法と判例違反に該当していると考えられるものを証拠を添えて記述する。  
(以下、別紙)

## (2) 事実を証する書面

- ア 平成 27 年度滋賀県政務活動費の交付決定に係る支出命令決議書の写し
- イ 平成 27 年度滋賀県政務活動費収支報告額および戻入整理表の写し
- ウ 平成 27 年度政務活動費に係る収支報告書の写し（滋賀県議会各会派、自由民主党滋賀県議会議員団所属議員）

## 2 請求者

大津市 田中 敏雄

## 3 請求のあった日

平成 29 年 1 月 23 日

## 第 2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成 29 年 1 月 27 日に請求の受理を決定した。

また、地方自治法第 242 条第 3 項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

### 第3 個別外部監査契約に基づく監査の求めについての判断

請求人は、監査委員の中には議員の身分を持つ人が一人含まれ、他の監査委員もその選出にあたっては議会の承認を必要とすることから、何らかの意味において滋賀県議会と密接な利害関係を持つものであるとして、本請求が一般の県民目線で公平に実施されるよう、滋賀県議会と何らの利害も持たない外部の人による監査を求めている。

しかし、本件請求については、監査委員のうち議員選出の1名については、当事者であることから除斥され、他の監査委員も利害関係を有するものではない。

また、地方自治法第198条の3により、監査委員はその職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならないと定められており、監査の対象機関によって公平性が失われるものではない。

さらに、外部監査制度の趣旨は、地方公共団体に属さない一定の資格等を有する専門家と契約し監査を行うことにより、独立性と専門性を一層充実させ、チェック機能を強化することとしたものであるが、本件の請求内容については、政務活動費の支出に関する内容であることから、通常の財務の監査と異なることはなく、専門的な知識等を必要とする事案ではない。

以上により、請求人の主張には理由がないと判断する。

### 第4 監査

#### 1 監査執行上の除斥等

本件請求の監査において川島委員については、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

#### 2 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成29年2月7日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、本件請求に係る補足説明は次のとおりであった。なお、新たな証拠の提出はなかった。

田中敏雄と申します。平成27年度滋賀県議会議員政務活動費についての私の滋賀県職員措置請求書を提起するに当たって私の考えを陳述させていただきます。

さて、まず、何故私がこのようなことをしたかという動機について少し述べさせていただきます。

2、3年前、兵庫県のA県議がテレビの前で号泣するという醜い姿が全国に放映され、政務活動費の交通費、切手代を搾取したことがセンセーショナルに取り上げられました。その後、東京の舛添知事の美術館巡り、富山や大阪の都府県、市町で領収書を差し替えたり、偽造されたりするという政務活動費の使い方がしばしば、テレビ、新聞で大きく報道されております。

私はその度に私の居住いたします大津市議会や滋賀県議会には何も問題が無いんだらうか、何の報道もないかと注視しておりましたが、一向にその報道はありません。最近になってパソコンを見てみますといくつかの件で報道されていたようですが。

そこで、私個人で大津市議会や県議会について調べようと、情報公開条例に従い収支報告書の閲覧と本文のコピーを取得することから始めました。

大津市の議会政務活動費の収支報告書は、別添資料のように他府県への視察出張旅行につきましては、持って参りましたけれども、こういうふうに旅費計算書、それから個人個人の金額、それから向こう相手側の行った方のどういうことを視察したかという内容、この場合は健康保険を住民自治協議会の在り方について、地域住民を主体としたコミュニティ交通についてなどというふうに、その視察旅行によって何を学び何を市政に活かそうとするかの書かれた復命書まで揃えられていました。この件について公表することは大津市議会事務局を通じて議員団の方々にも了解を得ております。

また、各種研修へ参加につきましても、こういうふうに研修参加の受講確認書、もちろんこれは呼びかけ人の説明ですけれども、そしてこれで何を学んだのかということまで収支報告に添付されております。

広聴広報費につきましても発行された広報はもとより、発行された広報もこういうふうに全部コピーがされまして、それをどのような地域にどういうふうに配布したんかという折り込み先の明細までついております。この中に山科というのがありましたので「え。山科まで配るんですか。」と言いましたら、「四宮とか小金塚もあの辺も飛び地やけれども大津になるのでその辺を配布しております。」という返事でありました。

賃貸事務所の家賃、コンピュータのレンタルにつきましても、相手業者との賃貸契約書、こういうのがちゃんと添付されまして、どこで誰がどんな建物を借りて、そしてコンピュータでどんな契約をしてるのかと。それに基づいてこういう支払がなされていますと。ということまできちんと書かれておりました。

また、事務用品、小さな用品につきましても相手業者の見積書、それから請求書、それから領収書というふうに、ファイルとか用紙とかそういうものを買ったときはいちいちそういうものが付けられていました。それでそういうものを見まして、往々にして大雑把になりがちなガソリン代、交通費、携帯電話などの通信費は、大津市の市議会の政務活動費においては初めから政務活動費の項目から除外されています。さらに、大津市議会議員の収支報告と、その領収書はすべてパソコンのホームページで公開されておりました。

このように大津市議会の収支報告書は、私が思わず「おお！」と驚きの声を上げる程、良識を持って処理されており、透明性も確保されておりました。議会

事務局の職員さんも「議員さんと何回も議論しながら改善してきました。今ではその透明度は全国でもベスト 10 に入るほどです。」と胸を張って言うておられました。

続いて、私は「滋賀県議会の議員政務活動費、収支報告」についても閲覧しました。ところが、こちらの方は、その主要な点は後で詳しく述べますが、ガソリン代、通信費、郵送代、事務所の賃貸料金、日常の事務用品、パソコンのレンタル代、サーバーの使用料、果てはデジタルカメラの購入、パソコンの購入、コーヒー代、湯茶などの飲食料金の支払いなど、誠に大雑把な収支報告となっております。中には長浜の「盆梅展」の入場料、各種美術館の入場料、交通費、果ては京都で開催されたプロボクシングの入場料、タクシー代まで支払いされています。

まあ、後は滋賀県が 80 万の歳費で 30 万の政務活動費、総額年 1 億 4 千 4 百万円が支給されていると。また、会派によって会派の異動とかありますと若干の違いがありますと。

それでそういう滋賀県議員さんの収支報告を閲覧しておりますと「決まったものは使わな損や」という感覚で無造作に使われている気がしました。

措置請求で取り上げました主要なものは、私のつたない知識で明確に地方自治法と判例に違反と指摘できる次の点であります。

その 1 は、他府県、海外への視察旅行についてです。収支報告では、旅費や宿泊費の領収書はそろっていません。しかし、その視察出張についてどこで何をどのように視察され、何を得て何を県政に活かしたのかの詳細は収支報告書を見る限りでは全く報告されていません。

一例としまして、ある会派の九州、長崎への 2 泊 3 日の視察、総額 240 万円というのがあります。収支報告から読み取れるのは、旅費と高速料金、宿泊費、土産代だけあります。「その詳しい記録はありますか？」と議会事務局や会派の事務の人に問い合わせますと「メモ程度のものならあります」という返事でした。詳しい日程、視察の内容の記録がなければ、この収支報告を見ただけでは、物見遊山の会派慰安旅行をされたとの見方もできます。この点について監査委員でしっかりと確かめていただきたいと思います。

2 点目は広聴広報費の問題です。措置請求書に証拠も添えて詳しく述べさせていただきましたが、各種広報発行費用の業者の印刷代や折り込み配布の領収書は概ねそろっていません。しかし、その広報紙の現物のコピーがほとんど添付されていません。1、2 の本当に真摯な真面目な方はきちんと広報紙のコピーを添付されています。明細や備考に「広報第〇〇号、発行」と書いていても、その見本紙が添付されていなければ本当かどうか確認できません。業者の領収書には、日付が異常に近いもの、印紙が貼られていないものなど真偽の疑わし

いものもあります。滋賀県議会では平成 28 年度から一部改善された点もあるそうですが、これでは全く真偽が証明できません。私は 27 年度しか点検しておりませんが、それ以前はもっと不透明だったのでしょうか。不当利得の返還請求の時効は 5 年です。時間があれば 27 年度以前も調べなければならないと思っています。

また、これに関連して大きな会派では費用弁償という名目で会派に所属する議員に対して年 2 回、20 万円から 40 万円近くまで一人ひとりの議員に支給されています。議員個人によって金額の違いがあります。その受取書には印鑑の押されている方と、全く印鑑も押されていないの也有ります。費用弁償という言葉の響きから、拙い私が推し量りますと「何等かの政務活動に関する費用を個人が先払いされて、その分を後に穴埋めしたものだろうか」としか取れません。では、支給された議員さんがその分をどう収支に計上し、どう使われたのかと詮索しますけれども、それに該当する収入や支出の記録は一人ひとりの収支報告には見当たりません。費用弁償とはいったいどのような中身なのでしょう。議会事務局の職員や会派の事務員さんに問い合わせましても明確な支出の根拠は示されません。そればかりか「一県民になぜそこまで説明しなければなりませんか。」という不遜な言葉まで返ってきました。「ああ、これ以上は私の力では調査できない。正規の監査委員さんに調べていただくしかない。」と思ったのもこうした「措置請求」を提出した一因です。

税務当局に問い合わせますと、「支払いに明確な根拠がなければ贈与となり個人所得の申告が必要になります。」と言っています。是非、この点も監査委員の方々にしっかり監査して頂きたいと思います。

第 3 点目は広報の送付に関する郵送費の問題です。広報の送付代との名目で切手購入などの郵便局の領収書がべたべたと貼ってあります。その切手代のなかには「〇〇記念切手」「〇〇シリーズ」など、記念切手の収集家が買い求めるような切手代が多く含まれています。

大津市の政務活動費の項目には「宛先の明確でない切手、郵送費などは政務活動費と認定できない」という明確な規定があります。滋賀県議会におかれましても何らかの透明性のある方法をご検討いただかなければならないと思います。

次に書籍の購入にも問題があります。領収書の明細には「山下清・図録」「西行魂の旅路」「若冲」「歌川広重の世界」「クレオパトラとエジプト」「三国志英雄たち」「天才」「琳派目録」「司馬遼太郎」「美人画の四季」「平山郁夫の世界」等々、およそ県政との関連が疑われる本の購入費がいっぱいあります。また、こじつければ県政と関係もあるかなと思われませんが「日本の自然災害 1 冊 29,400 円」「日本の自然災害東日本大震災 1 冊 60,000 円」「憲法と日本のあゆ

み、明治、大正 1 冊 35,000 円」等、この議員のこの時の書籍合計 184,400 円。なかなか個人では購入できない高額な書籍。おっと失礼。貧乏人とは私のことで、議員さんは高額所得でした。の領収書がべたべた貼ってあります。穿った見方をすれば「どうせ予算はあるんだ。議員をしている間に高額の本もどんどん買ってこよう。」という人間の寂しい根性で引き落とされたと思われませんか？

先ほども少し触れましたが「ガソリン代」の請求もひどいものです。誰が使ったかわからない名前の記載の無い給油所の領収書がべたべたと貼ってあります。通常電話、携帯電話、パソコンの通信料もほとんど個人を特定できません。事務所の賃貸料、電気、水道代についても、議員の事務所と後援会の事務所の経費を区別するためか、2分の1という按分で計算されています。しかし、ここにも大津市と違ってもう一方の方の事務所の賃貸契約書は添付されていません。どこの事務所と按分しているのかということが明確ではありません。

ファイル、カートリッジ、トナーインク、コピー代、用紙代、封筒代も使い放題です。1つ1つについて「これが本当に政務活動のために使われたか？」との確認のしようがありません。

政務活動費とは私がいうまでもなく、税金、公費による、議員の政治活動を援助し、促進するために支給されているものです。その貴重な公金である事を忘れて、「予算がついているからその範囲で何に使ってもいいんだ」などという考え方は、市民、県民から選ばれた選良のなす事でしょうか。

県民の中には、全国の皆さんと同じように、その日その日の生活費に苦労している方がいっぱいおられます。出産、育児、保育、教育、医療、高齢者医療、介護。今、国は何でも財政危機の名のもとに高齢者を標的にし、庶民の負担はどんどん多くなっています。そうした中でも、特に毎日の食事でも満足に食べられない貧困児童の生活実態は悲惨です。政務活動費の1万円、2万円ではありますが、もしそのお金をこうした貧困児童に回すことができれば、どんなに多くの方が喜ばれることでしょうか。

世界遺産への登録が準備されている堺市の「仁徳天皇陵」でありますけれども、仁徳天皇は高台から庶民の家々を眺め、「家々の煙突から夕餉の煙が上がっていない。庶民は、とても困窮しているんだ」と思われ、租税を免除したと歴史書にあります。政治とは、声なき声に耳を傾け、民の幸せを図るものだと思います。ひと時、テレビでも大きく取り上げられました、南米ウルグアイの大統領であったムヒカ氏は、大統領でありながら長靴を履いて農民と苦楽を共にしながら政治をやっておられました。

滋賀県議会の選ばれた議員として、滋賀の県政の負託を受けられた議員さん

なら「政務活動費は公金である」「少しでも節約して、そのお金を県民のために使おう」と考えられてもおかしくはありません。私利私欲を優先させて「予算が付いているんだ。可能な限り分捕ろう」と思われるような議員は真の政治家ではありません。

私の27年度の政務活動費の監査委員に対する問題提起は決して議員さんの誰彼を非難するためのものではありません。これを機会に議員さん一人ひとりと県議会が襟を正して、今後、いっそう公明正大な政務活動費の使い方と県民に対する報告の透明性の確保に取り組んでいただきますよう、議会各派で協議を急いで頂きたく存じます。

最後に一言。地方自治法252条の43条第1項には「当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査により外部監査を求めることができる」とされ、これに基づき滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例平成18年3月30日条例第15号改正が制定され、その第3条5項「県民は、法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる」と明記されています。そこで私は、本請求が滋賀県議会とそこに所属する多くの議員に関する請求であり、議会選出の監査委員や議会の承認のもと選出され、議会と重い利害関係を持つ既存の監査委員では、厳格な監査を実施されることに危惧が持たれるとの思いから外部監査を請求しました。ところが、現監査委員において「議員の身分を持つ監査委員は本請求の監査から除斥すること。現監査委員においても公明正大な監査を実施できること。財務会計上の請求でないこと。」などを理由に、いとも簡単に外部監査を却下されました。今からでも現監査委員による監査に代えて、外部監査を実施されるよう請求するものです。

現監査委員のみなさんにおいて、公明正大な監査を実施すると口頭で述べられても、議会の承認という監査委員への就任を左右する重い利害関係を持つ現監査委員の立場として、これ見てますと、2回続けて選任されておられる方もありますけど、そうすると2回議会で承認されなければなりません。議会に反するようなことを決定を出して議会がまたもう一度選任するようなことは考えられません。そういう関係でありながら現監査委員の立場として、深層心理的には多くの議員に友好的な心情に傾き、真に公明正大な監査が行われるか、疑わしいものであります。この監査結果に基づいて住民訴訟も準備しながら、重ねて、真に住民、県民の目線にそった厳正なる監査をお願いするものです。

以上をもちまして私の陳述を終えさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

### 3 関係職員等の陳述

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、関係職員等である滋賀県議会事務局の職員に対して平成 29 年 2 月 7 日に陳述を求めたところ、その要旨は次のとおりであった。

滋賀県議会では議長の指示のもとに、厳正な審査を行いまして、情報公開を進めておりますけれども、今回請求のあった件については、制度の原点に立ち返り政務活動費の創設された趣旨を確認しまして、正副議長ならびにすべての会派代表にもご了解いただいた上で、この場に臨ませていただきました。

また、請求人が指摘されました点につきましても、必要な点については会派の代表、ご本人にも確認したことを申し添えておきます。

それでは、政務活動費の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

地方分権が進展する中で、地方議会が担う役割はますます重要なものとなっております。県議会は二元代表制のもと、政策立案機能や監視機能など、議会の権能を十分に発揮し、県民の負託に応えることが求められております。

その権能を十分に発揮するためには、会派および議員が本会議や委員会での質問、質疑、政策論争をはじめとして、多岐にわたる議員活動を積極的に行う必要があります。そのためには、県の事務や地方行財政などの事項について、住民や学識経験者からの意見聴取、資料収集、あるいは現場の視察を行うことなどにより、様々な意見や情報を蓄積することが重要となっております。

こうした観点から、会派および議員の、調査活動基盤の充実強化が必要不可欠でありまして、政務活動費は、会派および議員の調査研究やその他の活動に必要な経費の一部として交付されるものであります。

また、地方議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権能があり、これを適正に執行するための会派および議員の調査研究活動も多岐にわたるものであることから、調査の県政との関連性、その目的、必要性、方法や様態については、基本的には会派および議員の広範な裁量に委ねられております。

これは滋賀県議会の政務活動費について争われた過去の判決においても明らかにされているところでございます。

さらに最高裁の平成 21 年 12 月の判決では、政務活動費は、議会の執行機関に対する監視機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いところであり、執行機関と議会との抑制と均衡の観点から、議会の独立性や自主性を前提とした政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉は、防止されなければならないものとされております。従いまして、収支報告書は概括的な記載でよく、その目的や内容などを執行機関に具体的に報告しなければならないことを定めた条項はないと、最高裁で判示されております。

この最高裁判決の補足説明をさせていただきますと、この判例におきましては、政務活動費の使用目的を詳細に記載すると、執行部に不都合な調査については政務活動費の交付を止められたり、議員が次の議会で質問しようとする内容がもれたりするおそれがあり、また対立する他の会派がやろうとしている調査内容が、事前に流出するおそれがあることから、収支報告書は概括的な記載でよいこととされてるものと理解しております。

この二つの判決から考えますと、執行部には、知事のもとに3,000人のスタッフがあります。また一方で、議会は定数44名、事務局のスタッフ30名弱と、その情報収集力には限界がございます。

こうしたなかで、政務活動費は、議員の調査活動基盤の充実強化を図るために制度化されたものであり、議員の広範な裁量のもとで、社会通念上認められる使い道であれば、その内容や目的を示す必要はないというのが、政務活動費創設の根底にあると思います。

これは、不正な使用をしているから公開したくないというのではなく、つまびらかに公開することがかえって、二元代表制の一翼である地方議会の機能を低下させることを危惧する思想が根幹にあるものと考えております。

その一方で、この制度が一部改正された平成24年の国会の付帯決議においては、「その運用につき国民の批判を招くことがないように、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと。」とされており、会派および議員は、政務活動を充てる経費の説明責任と透明性の確保が求められているものでございます。

次に、制度の適法性と「政務活動費のしおり」について述べさせていただきます。

政務活動費の根拠でありますけれども、平成12年の地方自治法の改正において、議員の調査活動基盤の充実を図るため、当初は政務調査費として法制化され、平成24年の自治法改正に伴い、調査研究には限定しない議員活動を前提とした制度として、名称が政務活動費へと変更され現在に至っております。

地方自治法第100条第14項により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定められております。

また、同条第15項により「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」と定められているところでございます。

これに基づきまして、本県においても、全国都道府県議会議長会が示す政務活動費の交付に関する条例の標準例を参考に、「滋賀県政務活動費の交付に関する条例」が

定められております。

次に、経費の範囲でございますけれども、県条例第9条により、「会派および議員が行う調査研究、研修、広聴および広報、要請および陳情、住民相談、各種会議への参加等の県政の課題および県民の意思を把握し、県政に反映させるための活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」を充てることができることと定められております。

次に、「政務活動費のしおり」について、お話をいたします。

県条例第14条に基づいた事務処理マニュアルとして、また、議員自身が守るべき基準として、使途基準、使い道をより明確化し政務活動費の適正な執行を図るための、「政務活動費のしおり」を作成しております。この中には、政務活動費の充実に適しない経費も定められております。

この「政務活動費のしおり」は、会派および議員の合意形成を経て確立されてきたところでございますけれども、その内容は、議会の自主裁量のみに基づいた都合の良いルールではなく、全国都道府県議会議長会において検討された基本的な事項や、全国的な傾向を参考にしたうえで作成しており、つまり、政務活動費の趣旨を十分に踏まえた内容で作成しているものがございます。

次に、審査体制と支出の適法性について、述べさせていただきます。

審査事務にあたりましては、事前に、会派および議員に「政務活動費のしおり」を配布するとともに、議員が全員集合する全員協議会の場においてその内容の周知徹底を図るなど適切に行っております。加えまして、年度途中における会派および議員からの個別の問い合わせについても、充当の可否の如何について、事務局で対応しております。

その上で、精算事務は、提出されたすべての収支報告書に対し、条例に定められた形式で提出されているかどうかを確認するとともに、収支報告書に記載された内容が、「政務活動費のしおり」に適合しているかどうかについて確認しているものでございます。

その際には、会派や議員に問い合わせを行うなど、必要に応じて修正も求め、適正な報告書となるよう審査をしております。また、領収書の代わりに支払証明書が添付された場合には、交通費をインターネットで検索したり、書籍はその書籍番号をインターネットで検索して書名の確認も行っております。

審査体制には、その充実を図るために、担当だけでなく私も含めました総務課全体で、審査を行うよう体制を整えておりまして、ひとつひとつの案件につき複数名で支出の適合性を確認しているところでございます。

なお、制度の改革でございますけれども、この制度が一部改正された平成24年の国会の付帯決議におきまして、「その運用につき国民の批判を招くことがないよう、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと。」とされておりまして、

会派および議員は、政務活動費を充てた経費の説明責任と透明性の確保が求められているところでございます。

こうしたなか、本県滋賀県議会におきましては、平成 28 年度から次の見直しを行います。

- ・ 県外・海外で活動を行った場合は活動報告書を作成し提出すること。
- ・ 県政報告紙の印刷物は現物を提出し、調査研究を委託した場合はその概要がわかるものを提出すること。
- ・ 書籍等については、その書籍名を記載すること。
- ・ 按分が必要な経費については、合理的な区分ができない場合は政務活動費を充当することができる上限を2分の1までとすること。
- ・ 県議会ホームページにおいて収支報告書を公開すること。

などでございます。

なお、この見直しは、平成 29 年、今年の 5 月以降に公開するものから適用する予定でありますけれども、これがないからといって、平成 27 年度までの支出が不適正である訳ではございません。

あと、最後にですね、次に請求人の方から請求がありましたことについて、私どもの考え方を説明させていただきます。

明らかに地方自治法に違反していると主張をされておりますけれども、どの規定にどう反しているかなどの具体性がなく、その主旨が不明であると考えております。我々は厳正な審査を行い法律や政務活動費の支出基準に、いささかも反していないと考えております。

個別項目のなかから、主なもの 7 点について説明をさせていただきます。

一点目、視察経費について領収書以外の資料が添付されていないことであります。

視察内容につきましては、会派および議員の自主的な判断により、政務活動として行われているものであり、「政務活動費のしおり」の中では資料などの添付義務はなく、主な支出内容が収支報告書に記載していればよいとしております。

また、証拠書類であります領収書が適正に提出されていることから、規定に反するものではありませんし、会派ないし議員の広範な裁量のもと地方行政全般の調査研究が行われたものと理解をしております。

二点目、広報紙などの発行経費について印刷物などの見本が添付されていないこと、また、配布方法の記載がないことについてでございます。

「政務活動費のしおり」では、見本の添付義務はなく、証拠書類である領収書が適正に提出されていることから、規定に反するものではありません。

また、配布方法につきましても、議員等の自主的な判断によって行われているものであり、「政務活動費のしおり」では詳細の記載義務はなく、その主な支出内容は収

支報告書に記載されています。このことは、平成 21 年の最高裁判決でも示されているところでございます。

なお、今回のご請求を踏まえまして、印刷物の発行の事実については、各会派を通して再度確認をしたところでございます。

三点目、記念切手の購入が、個人的な趣味としての切手収集である疑いがあるというふうにされている点です。

使い道が私的なものでないということを確認したうえで、私どもは精算事務にあっております。

また、記念切手であることが、政務活動費でないということを合理的に疑う根拠にはなりません。「政務活動費のしおり」に反するものでないことは、青森地裁の判決でも示されているところでございます。

四点目、費用弁償の用途が不明であることでございます。

この経費は、会議等に出席するための旅費でございます。

会派の活動であります、会派総会、会派の政調会、郡市別の政調会などの出席に係る経費として費用弁償されるもので、「政務活動費のしおり」に適合しているものと考えております。

また、本人の収入支出に記載するものでもございません。

五点目、コーヒー代、湯茶代についてであります。

会議、県政報告会、住民相談等の接遇に使われるものでありまして、「政務活動費のしおり」において認められております。また、どこで使われたということの制限はございません。

六点目、印紙が貼られていない領収書および宛名のない領収書の有効性についてでございます。

収入印紙の貼付および宛名がないことが、領収書を無効にするものでないことから、真正な領収書の写しが提出されたものであります。この宛名のない領収書は、ガソリンスタンドのセルフの領収書のことでございます。

また、人件費等に係る領収書については、印紙税法別表第 1 の 17 に定められました営業に関しないものとして、印紙税の非課税文書でございます。

七点目、人件費の領収書について、住所・氏名が黒塗りされていて誰が受け取ったのか不明であるというふうにされております。

個人に関する情報については、情報公開条例第 6 条において、非公開とされており、該当箇所を伏せた収支報告書を公開しているところでございます。

最後に、請求人が、平成 18 年の青森地裁と平成 27 年の神戸地裁で返還命令が出された判決をもとに、本県議会の政務活動費もこれに該当すると主張をされております。

カラ出張とレシートの改ざんを繰り返して、いわゆる号泣会見で物議を醸し、議員辞職されました兵庫県議に対する神戸地裁の判決については、全くあたりませんので

論評はいたしません、青森地裁のケースは本県の審査基準、つまり「政務活動費のしおり」においても採用している部分がありますので、少し説明をさせていただきます。

請求人は、平成12年に政務調査費が制度化された直後の、青森地裁の判決を示されております。これは、当時の弘前市議会の規定には領収書の保管義務はあったものの提出義務がなかったため、これを不適切な使用をしていた10名の市議会議員に政務調査費を返還せよと、この旨の判決があったものでございます。

その一部を朗読させていただきます。

「議員が政務調査研究活動に資するために必要な経費として支出したことについて資料を提出せず、これを補足する具体的な説明も行わない場合には、その金額や用途等からみて資料の提出やこれを補足する説明を行うまでもなく政務調査費であろうと社会通念上推認されるような支出を除き、これを正当な政務調査費の支出であると認めることはできない」として返還命令を出されているものでございます。

「領収書のない支出」や「補足説明もできないもの」が政務調査費として支出されない、してはいけないというのは当然の話でございます。

本県の場合、収支報告書や領収書は添付されており、正当な政務活動費の支出であることはいうまでもございません。

なお、その判決文中には「電話料金、文房具代金、郵便代金」は説明を行うまでもなく政務活動費であろうと推認される支出であるとも判じされているところでございます。

もう一点、大津市の政務活動費に比べて、滋賀県はホームページでの領収書公開がないなど透明性が低く、支給されたものは使わな損やという感覚で杜撰な収支報告との指摘をされておられます。

大津市では、携帯電話の通信料やガソリンを支出の対象外とされていたり、海外視察や趣味の色濃い書籍は支出できない規定となっております。

また、会派広報紙の配布は、日刊紙への折り込み、または、街頭配布に限られており、各家庭への配布は認められておりません。

こうした大津市の制度は、法律や過去の判例で認められた範囲を、大津市の議会が自発的に制限されているものであって、必ずしも都道府県議会の権能にあったものではなく、請求人は明確な根拠なしに杜撰と、言われているように思います。

以上で説明を終わらせていただきますけど、富山市の不正請求など、政務活動費が世間の注目を浴びているなか、会派や議員の広範な裁量に委ねられているとはいえ、議員においても説明責任が果たせるよう、滋賀県議会では適正な収支報告書が作成されておりますし、議会としても厳正な審査をしていることをご理解いただきまして、適切にご判断をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

#### 4 監査の実施

職員措置請求書および陳述の内容より、監査対象機関を議会事務局とし、平成 29 年 2 月 10 日に関係職員から事情を聴取するなどして、監査を実施した。

#### 5 関係人調査の実施

本件請求のうち、一部の支出については、政務活動との関連を確認する必要が生じたことから、対象となる支出を実際に行った、吉田清一議員、加藤誠一議員および小寺裕雄議員に対し関係人調査を実施した。

#### 6 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果、次のとおり滋賀県知事に対して勧告した。

滋 監 査 第 3 3 号

平成 29 年(2017 年) 3 月 22 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県監査委員 山田 実

滋賀県監査委員 平岡 彰信

滋賀県監査委員 北川 正雄

#### 住民監査請求に係る監査結果について（勧告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、監査を執行したので、同条第 4 項の規定により下記のとおり勧告する。

#### 記

##### 第 1 監査の実施

###### 1 監査の実施

職員措置請求書および陳述の内容より、監査対象機関を議会事務局とし、平成 29 年 2 月 10 日に関係職員から事情を聴取するなどして、監査を実施した。

なお、監査の実施にあたり、別紙のとおり、請求人が違法または不当とする個々の支出について、便宜上請求番号を付した。

###### 2 関係人調査の実施

本件請求のうち、一部の支出については、政務活動との関連を確認する必要が生じたことから、対象となる支出を実際に行った、吉田清一議員、加藤誠一議員および小寺裕

雄議員に対し関係人調査を実施した。

### 3 監査の対象

請求人は、収入印紙が貼られていない多数の領収書について違法である旨主張しているが、住民監査請求の制度は、県の財務事務について違法不当を判断する制度であって、印紙税法違反の有無を判断する制度ではないので監査の対象から除外した。

また、次に掲げる支出については、それぞれ各項記載の理由により却下とし監査の対象から除外した。

#### (1) 請求番号 19、29、59

各議員より収支報告書の訂正届が提出され、自主返還されたことにより、違法とされる事実が存在しなくなったため。

#### (2) 請求番号 62

携帯 6 台分の支出が含まれているため不必要な支出である旨主張しているが、収支報告書に添付された 6 台分の領収書のうち、政務活動費に充当されているものが 1 台分のみであることは、請求人が事実証明書として提出した（小寺、証 5）において確認することができることから、請求人が主張している事実が存在しないことは、監査を実施するまでもなく明らかである。

#### (3) 請求番号 54、89

請求人は印刷見本が添付されていないと主張しているが、「全国地域情報」の購読料であり、用途項目も資料購入費で計上されていることは、請求人が事実証明書として提出した（加藤、証 8）、（村島、証 8）においても確認することができることから、請求人が主張する事実がないことが明らかである。

#### (4) 請求番号 44、99、102、113、115、122

法第 242 条の住民監査請求において、請求が違法なものとして監査を実施するためには、財務会計上の行為について、法令に違反している等の違法性または不当性が具体的かつ客観的に主張されていなければならない。しかしながら次の請求については、それぞれ各項記載の理由により具体的もしくは客観的に主張しているとは認められないため。

##### ア 受取人の住所氏名が黒塗りされている領収書について

請求人は、請求番号 44、99、102 について、領収書の受取人の住所・氏名が黒塗りされていることから、受取人が家族・肉親であれば違法であると主張しているが、肉親であるということを推認させる事実の適示は一切なく、仮定の理由により監査を求めており、違法の理由を具体的に適示しているとは認められない。

なお、領収書の受取人の住所・氏名は、滋賀県個人情報保護条例第 6 条に該当し非公開とされているものである。

##### イ プリンタートナー代について

請求人は、請求番号 113 において、プリンター代が多すぎることから政務活動費に該当しないと主張しているが、多すぎるとする根拠を具体的かつ客観的に示されておらず、請求人の主観的見解を述べているに過ぎないことから違法の理由を具体的かつ客観的に適示しているとは認められない。

#### ウ 雑費、クリアファイル、USBメモリ代について

請求番号 115 において、雑費、クリアファイル、USBメモリ代が無造作に使われているが個人消費の分は違法と主張しているが、当該支出は会派に交付された政務活動費の支出であり、個人で使用されたとする根拠も全く示していないことから、違法の理由を具体的に適示しているとは認められない。

#### エ ウェブサイトの作成管理料について

請求人は、請求番号 122 においてウェブサイトの作成・管理料は不当に高額であり、個人の分が含まれている場合は違法であると主張しているが、不当に高額であるとする具体的な根拠は示されておらず、個人の分が含まれているということを推認させる事実の適示もないことから、請求人の主観または仮定の理由により監査を求めているものであり違法の理由を具体的かつ客観的に適示しているとは認められない。

## 第 2 監査の結果

### 1 監査の対象に係る違法性または不当性についての請求人の主張

請求人の主張については、判断に併せて、個別に述べる。

### 2 事実関係の確認

監査対象機関に対する監査および関係人調査の結果、次の事実を確認した。

#### (1) 政務活動費制度の概要

##### ア 政務活動費制度の概要

##### 根拠法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、同第 15 項においては「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

また、同 16 項において「議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

本県では、上記の規定に基づき、滋賀県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）および滋賀県政務活動費の交付に関する規程（以下「規程」という。）を平成13年3月に制定し、政務活動費の交付ならびに政務活動費に係る収入および支出の報告等に関し必要な事項を定めている。

本県の概要は次のとおりである。

交付対象	・会派および議員	条例第2条
交付額	・会派および会派所属議員は、一人あたり月額30万円 ・無所属議員は、月額20万円	条例第3条 条例第4条
交付方法	・四半期毎（4月、7月、10月、1月）	条例第8条
経費	・会派：条例第9条別表第1 ・議員：条例第9条別表第2	条例第9条 条例第9条
収支報告	・経費別の支出額および主な支出内容等を記載した収支報告書を議長に提出しなければならない。 ・収支報告書には、支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。	条例第10条 規程第5条
議長の調査	・収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行う。	条例第13条
残余额の返還等	・辞職などで議員でなくなったときは、翌月分以降の政務活動費を返還しなければならない。	条例第8条
	・会派または議員は交付を受けた額に残余がある場合は、残余额を返還しなければならない。	条例第11条
証拠書類の保存	・会派の政務活動費経理責任者および議員は、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに証拠書類等を整理保管し、5年間保存しなければならない。	規程第6条
収支報告書等の閲覧	・何人も閲覧を請求することができる。	条例第12条 規程第7条

## イ 政務活動費の使途基準

### 別表第1（第9条関係）

会派に係る政務活動費を充てることのできる経費

経費	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究および調査委託に要する経費
研修費	会派が開催する研修会、講演会等に要する経費ならびに団体等が開催す

	る研修会、講演会等への所属議員および会派が雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う議会活動および県政に関する政策等の広聴活動および広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請活動および陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	会派が開催する各種会議に要する経費および団体等が開催する意見交換会等の各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

別表第2（第9条関係）

議員に係る政務活動費を充てることができる経費

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究および調査委託に要する経費
研修費	議員が開催する研修会、講演会等に要する経費ならびに団体等が開催する研修会、講演会等への議員および議員が雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う議会活動および県政に関する政策等の広聴活動および広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請活動および陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	議員が開催する各種会議に要する経費および団体等が開催する意見交換会等の各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置および管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

ウ 「政務活動費のしおり」について

「政務活動費のしおり」について、

「条例第 14 条に基づいた事務処理マニュアルとして、使途基準をより明確化し政務活動費の適正な執行を図るための、「政務活動費のしおり」を作成しており、この中には、政務活動費の充実に適さない経費なども定められている。

この「政務活動費のしおり」は、会派および議員の合意形成を経て確立されてきたものであり、議会の自主裁量のみに基づいたものではなく、全国都道府県議会議長会において検討された基本的な事項や、全国的な傾向を参考にしたうえで作成されている。すなわち、政務活動費の趣旨を十分に踏まえた内容で作成されているものである。」

との、議会事務局の説明を確認した。

#### エ 条例に規定する収支報告書について

(ア) 条例第 10 条に収支報告書について「会派の代表者および議員は、政務活動費に係る収入および支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により年度の終了日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。」と規定されている。

また、収支報告書の様式は、規程第 5 条において別記様式第 7 号および第 8 号によるものと定められており、別紙として「主な支出内容」と併せて議長に提出することとなっている。

当該収支報告書の記載にあたっては、「政務活動費のしおり」に記載例が示されている。

主な支出内容の記載例は次のとおりである。

調査研究費：日程、調査場所、調査目的等を記入した方が望ましい。

研修費：日程、研修場所等を記入した方が望ましい。

資料購入費：1 回の支払につき、図書・資料を複数冊購入した場合は、代表的な図書名を記載する。

要請陳情等活動費：日程、要望先、内容を記入した方が望ましい。

事務費：何を購入したか具体的に記載する。

(イ) 支出の証拠書類については条例第 10 条第 4 項の規定により政務活動費のすべての支出について、領収書その他の証拠書類の写しの提出が義務付けられ、「政務活動費のしおり」の中で証拠書類と認められる書類が定められている。  
証拠書類として認められる書類

(1) 領収書・受取書・振込受領書その他これに類する書類で、支払額・支払年月日・支払者・支払相手方が明確であるものとする。

(支払者が明確でなくとも証拠書類として認められるもの)

レシート、銀行通帳のコピー（通帳から経費の振込を行った場合）

(2) 自動販売機で購入した切符代、自家用車を使用した際の交通費等領収書が取得できない場合には、議員または会派代表者が「支払証明書」(参考様式2)で証明することとなる。

※広報印刷物の見本および配布先一覧の提出義務はない。

※調査・委託の成果物、会議資料は各自で保管することとされており、提出義務はない。

#### オ 各経費について

「政務活動費のしおり」において、各経費の使途基準に関する主な説明は次のとおりである。

##### <調査研究費>

主な支出内容：県内外調査交通費、宿泊費

- ・ガソリン代は、1 kmあたり 20 円を乗じるか、領収書等を証拠書類として添付する。
- ・ガソリン代は、政務活動以外で使用した場合は、使用実態に応じて按分する。
- ・交通費は、実費充当を原則とする。
- ・交通機関のプリペイドカードは充当可能な例として記載されている。使用実態に応じて按分する。

##### <広報広聴費>

主な支出内容：広報紙印刷代、広報紙折込代、広報紙郵送代、ホームページ維持に係る経費

- ・会派と議員個人共同で広報紙を発行する場合は、紙面割合に応じて経費の按分が必要である。

##### <会議費>

主な支出内容：会場借上代、会議資料作成代、茶菓代、交通費、会議参加費

- ・充当に適さない例として、県政報告会等での参加者への食事の提供が記載されている。ただし、湯茶、茶菓程度の提供は可。

##### <資料購入費>

主な支出内容：書籍代、新聞購読料、雑誌年間購読料

- ・スポーツ新聞は娯楽性が高いことから不適切である。
- ・政務活動と関係の薄いもの(小説等)や政治(政党)活動に関係が深い書籍は不適切である。
- ・大衆娯楽雑誌(週刊誌等)の購入は、一部に政務活動に関連する記事の掲載があるとしても、娯楽性が高く、誤解を招くおそれがあるので不適切である。

#### <事務費>

主な支出内容：備品の購入、事務用品の購入、電話（携帯電話）代、パソコン関連用品の購入、コピー関連経費

- ・後援会や会派、政党活動に係る部分は除き、使用実態に応じて経費を按分する。

#### <人件費>

主な支出内容：事務職員給与、交通費

- ・職員が後援会や政党活動を兼務している場合は、勤務実態に応じて按分し計上する。
- ・生計を同一にする親族の雇用は避ける。

#### カ 議会事務局のチェック体制

議会事務局のチェック体制について、

「精算事務にあたっては、事前に、会派および議員に政務活動費のしおりを配布するとともに、全員協議会等の場においてその内容の周知徹底を図るなど適切に行っている。加えて、年度途中における会派および議員からの個別の問い合わせについても、充当の可否について、議会事務局で対応している。

その上で、提出されたすべての収支報告書に対し、条例に定められた形式で提出されているかどうかを確認するとともに、収支報告書に記載された内容が、「政務活動費のしおり」に適合しているかどうかを事務局において確認している。

その際、会派や議員に問い合わせをし、必要に応じて修正も求め、適正な報告書となるよう審査している。また、領収書の代わりに支払証明書が添付された場合には、交通費のインターネット検索を行い、また、書籍はその書籍番号をインターネット検索で照合するなども行っている。

審査体制については、その充実を図るため、総務課全体で、審査を行うよう体制を整えて対応しており、ひとつの案件につき複数名で担当している。」

との、議会事務局の説明を確認した。

#### (2) 監査の対象とした各会派および議員の政務活動費の支出について

各支出について、領収書その他の証拠書類の写しが添付されていることおよび領収書の日付、支払相手先、金額を確認した。

また、支出内容について、収支報告書の添付書類、議会事務局から説明の聴取および提出を受けた資料により以下のとおり確認した。

#### ア 自由民主党滋賀県議会議員団

##### (ア) 世田谷美術館視察（請求番号1）

- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 6 月 23 日
  - c 調査目的 (場所) アールブリュットについて (世田谷美術館)
  - d 政務活動として支出された額 155,560 円
- (イ) 金沢 21 世紀美術館視察 (請求番号 2)
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 11 月 26 日
  - c 調査目的 (場所) 新生美術館整備の参考について (金沢 21 世紀美術館)
  - d 政務活動として支出された額 137,354 円
- (ウ) 九州国際重粒子がん治療センター・長崎県美術館 (請求番号 3)
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 28 年 1 月 19 日～21 日
  - c 調査目的 (場所)  
自衛隊員と意見交換 (海上自衛隊佐世保基地)  
世界遺産の観光の取り組みについて (軍艦島)  
平和に関する取り組みについて (長崎原爆資料館、平和公園)  
新生美術館整備について (長崎県立美術館)  
99 さがネットについて (佐賀県庁)  
がん先進医療について (九州国際重粒子がん治療センター)
  - d 政務活動として支出された額  
1,917,176 円  
費用の 2 割については、議員個人が負担された。
- (エ) コピー機カウント代、コピー機プリンター代 (請求番号 4)
- a 支出項目 事務費
  - b 政務活動として支出された額  
コピー機カウント代 562,250 円  
コピー機プリンター代 27,220 円
  - c 内容 コピー機のリース料金とカウント料金で、支払先も別であり、二重支払ではない。
- (オ) コーヒー代 (請求番号 5)
- a 支出項目 会議費
  - b 政務活動として支出された額 332,894 円

- c 内容 会議、県政報告会、住民相談等の接遇に係るもの
- (ハ) 会派広報発行会派負担金（請求番号6）
- a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 8,437,470円
  - c 内容 自由民主党滋賀県議会議員団 県議会レターの発行に係る経費。広報の紙面の掲載割合に応じて、会派と議員で按分されているうちの、会派負担分として計上されたものである。
- (キ) 費用弁償（請求番号7）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 政務活動として支出された額 7,106,700円
  - c 内容 会派総会、政調会、郡市別政調会、視察等の出席に係る交通費（H27.5～H28.3月分）
- (ク) お食事代（請求番号8）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 政務活動として支出された額 45,900円
  - c 内容 平成27年10月9日 びわかぜ乗船視察（八幡視察～彦根）昼食代
- イ 吉田 清一議員
- (ア) JR領収書（請求番号9）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 政務活動として支出された額 5,000円
  - c 内容 県内各地への調査に係る交通費として、県外でICOCAに支出（チャージ）されたものである。  
政務活動以外の使用もあるため2分の1で按分されている。
- (イ) 浜松市美術館視察（請求番号10）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成27年5月14日～15日
  - c 調査目的（場所）  
歴史的な街並み保存や史跡を活用した観光の取り組みを理解するため（浜松城）  
文化・芸術に関する取り組みの理解と、その見識を高めるため（浜松市美術館）

気候を利用した観光の取り組みを理解するため（フラワーパーク）

d 政務活動として支出された額 27,525 円

(ウ) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑訪問（請求番号 11）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 27 年 8 月 15 日

c 調査目的（場所）

多数の犠牲者を出した先の大戦の歴史を直視し、平和認識を深めるため（国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑）

時局講演会に参加（靖国神社）

d 政務活動として支出された額 23,380 円

(エ) 京都美術館視察（請求番号 12）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 27 年 9 月 16 日

c 調査目的（場所） 文化・芸術に関する取り組みの理解と、その見識を高めるため（京都市美術館）

d 政務活動として支出された額 900 円

(カ) 映画鑑賞「日本の一番長い日」（請求番号 13）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 27 年 8 月 22 日

c 調査目的（場所）

多数の犠牲者を出した先の大戦の歴史を直視し、平和認識を深めるため（イオンシネマ近江八幡）

d 政務活動として支出された額 1,000 円

(キ) 熊野古道（請求番号 14）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 27 年 11 月 4 日～5 日

c 調査目的（場所）

歴史的な街並み保存や史跡を活用した観光の取り組みを理解するため（熊野古道、熊野那智大社、補陀洛山寺）

d 政務活動として支出された額

45,982 円

宿泊費 32,060 円に対し、夕食費を考慮して 7 割の自己負担とされている。

- (ク) 淡海の人大交流会（請求番号 15）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 11 月 9 日～10 日
  - c 調査目的（場所） 淡海の人大交流会出席（品川プリンスホテル）
  - d 政務活動として支出された額 32,486 円
- (ケ) 京都国立博物館（請求番号 16）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 11 月 13 日
  - c 調査目的（場所） 文化・芸術に関する取り組みの理解と、その見識を高めるため（京都国立博物館）
  - d 政務活動として支出された額 750 円
- (コ) 長崎平和公園（請求番号 17）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 11 月 17 日～19 日
  - c 調査目的（場所）  
歴史的な街並み保存や史跡を活用した観光の取り組みを理解するため（グラバー園、出島、長崎港、オランダ坂）  
多数の犠牲者を出した先の大戦の歴史を直視し、平和認識を深めるため（長崎平和公園、長崎原爆資料館）
  - d 政務活動として支出された額 45,480 円
- (カ) 岡山県立博物館（請求番号 18）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 11 月 23 日
  - c 調査目的（場所） 文化財保存・芸術に関する取り組みの理解と、その見識を高めるため（岡山県立博物館）
  - d 政務活動として支出された額 13,590 円
- (シ) 国立国際美術館（請求番号 20）
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 12 月 16 日
  - c 調査目的（場所） 文化・エジプト芸術に関する取り組みの理解と、その見識を高めるため（国立国際美術館）

- d 政務活動として支出された額 1,360 円
  
- (ス) フィリピン戦没者慰霊 (請求番号 21)
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 28 年 1 月 20 日～26 日
  - c 調査目的(場所)  
原子力発電所の見識を高めるため、内部に入ることができる未稼働の原子力発電所を視察 (バターン原子力発電所)  
滋賀県遺族会戦跡巡拝参加、滋賀県遺族会と意見交換 (カリラヤ日本人墓地)  
セブ市内視察 (セブ島領事との意見交換予定のため待機)  
セブ島領事と経済・観光について意見交換 (セブ島領事館)
  - d 政務活動として支出された額 315,864 円
  
- (セ) 国史跡・重要文化財視察 (請求番号 22)
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 28 年 2 月 11 日～12 日
  - c 調査目的(場所) 福山市の歴史的な街並み保存や史跡を活用した観光の取り組みを理解するため(国史跡福禅寺対潮楼、太田家住宅)
  - d 政務活動として支出された額 26,940 円
  
- (ソ) 記念館「三笠」視察 (請求番号 23)
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 28 年 2 月 15 日～16 日
  - c 調査目的(場所)  
多数の犠牲者を出した先の大戦の歴史を直視し、平和認識を深めるため (記念館三笠)  
歴史的な街並み保存や史跡を活用した観光の取り組みを理解するため (鎌倉長谷寺、鎌倉建長寺、鶴岡八幡宮、江の島)
  - d 政務活動として支出された額 38,350 円
  
- (タ) 大和ミュージアム視察 (請求番号 24)
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 28 年 2 月 21 日～22 日
  - c 調査(場所)  
多数の犠牲者を出した先の大戦の歴史を直視し、平和認識を深めるため (大和ミュージアム、旧海軍兵学校)

歴史的な街並み保存や史跡を活用した観光の取り組みを理解するため（巖島神社、豊国神社）

d 政務活動として支出された額 34,184 円

(f) 震災被災地視察（請求番号 25）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 28 年 3 月 25 日～29 日

c 調査目的(場所)

被災地の復興状況を発災時と比較するため、また、復興庁の資料と比較するため（仙台市、南相馬市、女川町、石巻市、松島町、福島市）

復興式典視察のため（南相馬市）

歴史的な街並み保存や史跡を活用した観光の取り組みを理解するため（会津若松市）

d 政務活動として支出された額 114,400 円

3 月 25 日の宿泊費、22,680 円に対し、夕食を考慮し、10,000 円を自己負担されている。

(g) 議会レポート（請求番号 26）

a 支出項目 広聴広報費

b 政務活動として支出された額 218,905 円

c 内容 議会レポート 32 号・議会レポート 33 号

経費は、会派と 2 分の 1 で按分し、支出されている。

(h) 長浜盆梅展（請求番号 27）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 28 年 2 月 20 日

c 調査目的(場所) 観光の取り組みを視察するため（長浜市）

d 政務活動として支出された額 200 円

(i) KYOTO 駅美術館「歌川広重の旅」（請求番号 28）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 28 年 3 月 20 日

c 調査目的(場所) 文化・芸術に関する取り組みの理解と、その見識を高めるため（美術館駅 KYOTO）

d 政務活動として支出された額 700 円

(㊦) 「森アートギャラリー」(請求番号 30)

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 28 年 3 月 12 日
- c 調査目的(場所) 文化・芸術に関する取り組みの理解と、その見識を高めるため(森アートギャラリー)
- d 政務活動として支出された額 4,870 円

(㊧) 福知山城視察(請求番号 31)

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 28 年 3 月 21 日～22 日
- c 調査目的(場所) 史跡を活用した観光の取り組みを理解するため(天橋立成相寺、福知山城)
- d 政務活動として支出された額 30,550 円

(㊨) 書籍代(請求番号 32)

- a 支出項目 資料購入費
- b 政務活動として支出された額 66,170 円
- c 書籍名 別表のとおり

ウ 竹村 健議員

(ア) 郵送費(請求番号 33)

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 464,323 円
- c 内容  
県政報告にかかる郵送代  
上記金額のうち、切手分 1,230 円(うち記念切手 7 枚 574 円)  
郵便局持込み分 463,093 円

エ 富田 博明議員

(ア) 議会レポート(請求番号 34)

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 348,576 円
- c 内容  
県政報告 vol.12～vol.13  
経費は、会派と 2 分の 1 で按分し、支出されている。

- (イ) 引込宅内工事費（請求番号 35）
  - a 支出項目 事務費
  - b 政務活動として支出された額 21,600 円
  - c 内容  
事務所内の工事であり、2 分の 1 で按分された金額で充当されている。  
事務所の賃貸料も同様に 2 分の 1 で按分されている。

オ 西村 久子議員

- (ア) 議会レポート（請求番号 36）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 1,585,698 円
  - c 内容 県政報告 56 号～60 号

カ 岩佐 弘明議員

- (ア) 「会合代」大津プリンスホテル（請求番号 37）
  - a 支出項目 研修費
  - b 政務活動として支出された額 3,000 円
  - c 内容 県政全般の諸課題について、国会議員と意見交換。

- (イ) 議会報告・県政レポート（請求番号 38）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 690,320 円
  - c 内容  
議会報告・県政レポート(2 回)  
経費は、会派と 2 分の 1 で按分し、支出されている。(議会報告・県政レポート 1 回分)

- (ウ) 灯油代（請求番号 39）
  - a 支出項目 事務所費
  - b 政務活動として支出された額 1,206 円
  - c 内容  
事務所で使用したもの。12 月・2 月灯油代。  
政務活動以外の使用もあることから 2 分の 1 で按分し充当されている。

- (エ) ガソリン代（請求番号 40）
  - a 支出項目 事務費

- b 政務活動として支出された額 21,672 円
- c 内容  
ガソリン代（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月分）  
経費項目は調査研究費の誤りである。  
政務活動以外の使用もあることから 2 分の 1 で按分し充当されている。

キ 大野 和三郎議員

- (ア) 内閣府地方創生に係る調査（請求番号 41）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 6 月 17 日～18 日
  - c 調査目的(場所) 内閣府地方創生に係る調査（国会議員会館）
  - d 政務活動として支出された額  
37,300 円  
宿泊費 21,760 円のうち滋賀県職員旅費規程に合わせて 13,100 円を充当されている。

- (イ) 県政報告（請求番号 42）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 1,296,200 円
  - c 内容 県政報告第 7～9 号

- (ウ) 書籍購入（請求番号 43）
  - a 支出項目 資料購入費
  - b 政務活動として支出された額 600 円
  - c 書籍名 別表のとおり

ク 奥村 芳正議員

- (ア) 会場費（請求番号 45）
  - a 支出項目 会議費
  - b 政務活動として支出された額 350,000 円
  - c 内容 県政報告会会場費
- (イ) 県政報告（請求番号 46）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 1,204,308 円
  - c 内容 県政報告 vol. 33～vol. 36

ケ 加藤 誠一議員

(ア) 黒部川第四発電所調査研究（請求番号 47）

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 27 年 9 月 3 日～4 日
- c 調査目的(場所) 関西電力(株)滋賀支社随行により発電所および工事用施設を視察、低炭素社会を踏まえた CO2 排出のない発電方式の調査・研究、再生可能エネルギーとしての水力発電の調査・研究、景観に配慮した地下発電所の調査・研究（黒部川第四発電所視察）
- d 政務活動として支出された額 24,760 円

(イ) 水資源開発に関する調査（請求番号 48）

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 27 年 11 月 9 日
- c 調査目的(場所) 琵琶湖再生法の制定を受け、過去の琵琶湖総合開発での特に湖岸沿い事業と現在の管理について（独立行政法人水資源機構）
- d 政務活動として支出された額 24,200 円

(ウ) 高知県視察（請求番号 49）

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 28 年 3 月 28 日～29 日
- c 調査目的(場所) 間伐材の有効利用の一つである新しい構造材 CLT を利用した建築現場での調査（高知県庁、高知県農業担い手育成センター、田井高齢者福祉事務所）
- d 政務活動として支出された額 53,700 円

(エ) 広報紙発行（請求番号 50）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 848,664 円
- c 内容  
議会活動報告（2 回）  
「湖国とりびゅぬ」への県政レポート掲載（3 回）  
県政報告レポート掲載

(オ) 郵便料・切手（請求番号 51）

- a 支出項目 広聴広報費

- b 政務活動として支出された額 77,562 円
  - c 内容  
自治会等への状況報告、個別広報紙発送切手代。  
上記金額のうち記念切手分 52,808 円分、郵便局持ち込み分 24,754 円
- (ウ) 東京・国交省（請求番号 52）
- a 支出項目 要請陳情等活動費
  - b 日程 平成 27 年 11 月 19 日
  - c 調査目的(場所) 道路財源確保要請（国土交通省）
  - d 政務活動として支出された額 25,370 円
- (エ) 東京・国交省・農林省（請求番号 53）
- a 支出項目 要請陳情等活動費
  - b 日程 平成 28 年 2 月 4 日～5 日
  - c 調査目的(場所)  
国道 8 号予算について（国土交通省）  
土地改良予算について（農林水産省）
  - d 政務活動として支出された額 37,160 円
- (オ) 書籍代（請求番号 55）
- a 支出項目 資料購入費
  - b 政務活動として支出された額 4,320 円
  - c 書籍名 別表のとおり
- (カ) パソコン（請求番号 56）
- a 支出項目 事務費
  - b 政務活動として支出された額  
189,800 円  
政務活動専用として、議会控室で使用するため購入されたものである。
- (キ) デジタルカメラ（請求番号 57）
- a 支出項目 事務費
  - b 政務活動として支出された額  
11,739 円  
政務活動以外の使用もあることから 2 分の 1 で按分し充当されている。

コ 小寺 裕雄議員

(ア) 広報費（請求番号 58）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 752,220 円
- c 内容 新聞広告料、広報印刷

(イ) 要望活動（請求番号 60）

- a 支出項目 要請陳情等活動費
- b 日程 平成 28 年 2 月 4 日～5 日
- c 調査目的(場所)  
国道 8 号予算について（国土交通省）  
土地改良予算について（農林水産省）
- d 政務活動として支出された額 37,160 円

(ウ) 書籍代（請求番号 61）

- a 支出項目 資料購入費
- b 政務活動として支出された額 35,981 円
- c 書籍名 別表のとおり

サ 野田 藤雄議員

(ア) 仙台旅費（請求番号 63）

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 27 年 8 月 6 日
- c 調査目的(場所)  
震災対策技術展（仙台市 AER ビル）
- d 政務活動として支出された額 42,240 円

(イ) 黒部川第四発電所視察（請求番号 64）

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 27 年 9 月 3 日～4 日
- c 調査目的(場所) 関西電力(株)滋賀支社随行により発電所および工事用施設を視察、低炭素社会を踏まえた CO2 排出のない発電方式の調査・研究、再生可能エネルギーとしての水力発電の調査・研究、景観に配慮した地下発電所の調査・研究（黒部川第四発電所視察）
- d 政務活動として支出された額 23,890 円

- (ウ) 「ちゃばら」オープニングイベント（請求番号 65）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 9 月 13 日
  - c 調査目的(場所) 「ちゃばら」オープニングイベント（秋葉原「ちゃばら」）
  - d 政務活動として支出された額 24,200 円
  
- (エ) 県政報告（請求番号 66）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 401,355 円
  - c 内容  
県政報告 No. 18～No. 19  
経費については、会派と 2 分の 1 按分して支出されている。(NO. 19)
  
- (オ) 支払証明書（請求番号 67）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 政務活動として支出された額 24,140 円（請求内容の該当分）
  - c 内容 平成 27 年 5 月～平成 28 年 1 月分の県内および県外の交通費として作成された支払証明書である。

シ 佐野 高典議員

- (ア) アメリカ・ミシガン州視察（請求番号 68）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 7 月 25 日～29 日
  - c 調査目的(場所)  
日本人留学生と意見交換（ウェスタンミシガン大学）  
滋賀展視察（マイヤーガーデン）  
姉妹提携 50 周年に向けて州議員との意見交換（ミシガン州議会）  
ミシガン州環境 NGO と意見交換（ミシガン州議会）  
ミシガン州立大学の日本担当者と意見交換（ミシガン州立大学）  
漁業関係職員と意見交換（ミシガン州自然資源部漁業局）  
日系企業と意見交換（日系企業 AWTEC）  
在デトロイト日本国領事館で意見交換
  - d 政務活動として支出された額 275,932 円
  
- (イ) 東京（請求番号 69）
  - a 支出項目 調査研究費

- b 日程 平成 28 年 3 月 8 日
  - c 調査目的(場所) 経済活性化、日本の在り方について調査 (国会議員(公共事業調査) および日本会議)(国会議員事務所)
  - d 政務活動として支出された額 28,240 円
- (ウ) 県議会報告(請求番号 70)
- a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 173,344 円
  - c 内容 県議会報告 vol. 60
- (エ) 県議会報告(請求番号 71)
- a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 373,377 円
  - c 内容 県議会報告 vol. 61
- (オ) 県議会報告(請求番号 72)
- a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 172,879 円
  - c 内容 県議会報告 vol. 63
- (カ) 県議会報告(請求番号 73)
- a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 377,762 円
  - c 内容 県議会報告 vol. 64
- (キ) 国交省要望(請求番号 74)
- a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 8 月 7 日
  - c 調査目的(場所) 上野賢一郎国土政務官: 国道・県道要望(東京)
  - d 政務活動として支出された額 28,640 円

ス 佐藤 健司議員

- (7) ガソリン代(請求番号 75)
- a 支出項目 調査研究費
  - b 政務活動として支出された額 48,201 円
  - c 内容

政務調査に係るガソリン代（平成 27 年 5 月～平成 28 年 3 月分）  
政務活動以外の使用もあることから 2 分の 1 で按分し充当されている。

- (イ) 広報費（請求番号 76）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 1,190,459 円
  - c 内容  
県政報告 vol.13～vol.15、vol.14 ビラ印刷  
他に vol.13・14 データ料、vol.12 ビラ印刷

セ 川島 隆二議員

- (ア) 近江の人参加費用（請求番号 77）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 11 月 9 日～10 日
  - c 調査目的（調査場所）  
淡海の人大交流会参加（品川プリンスホテル）  
憲法改正講演会（武道館）
  - d 政務活動として支出された額 36,270 円

- (イ) ミシガン州視察（請求番号 78）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 政務活動として支出された額 6,283 円
  - c 内容  
駒井千代議員、佐野高典議員、川島隆二議員、村島茂男議員の 4 人で  
ミシガン州視察を行った際の手土産代  
代表して駒井千代議員が支払いをされたものを参加議員 4 人で按分したも  
の。

- (ウ) ミシガン（請求番号 79）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 7 月 25 日～29 日
  - c 調査目的（調査場所）  
日本人留学生と意見交換（ウェスタンミシガン大学）  
滋賀展視察（マイヤーガーデン）  
姉妹提携 50 周年に向けて州議員との意見交換（ミシガン州議会）  
ミシガン州環境 NGO と意見交換（ミシガン州議会）

ミシガン州立大学の日本担当者と意見交換（ミシガン州立大学）

漁業関係職員と意見交換（ミシガン州自然資源部漁業局）

日系企業と意見交換（日系企業 AWTEC）

在デトロイト日本国領事館で意見交換

d 政務活動として支出された額 266,188 円

(エ) 県政報告（請求番号 80）

a 支出項目 広聴広報費

b 政務活動として支出された額 649,666 円

c 内容

県政レポート 34 号、印刷代、折込み代、郵送代、封筒代  
経費は、会派と 2 分の 1 で按分し、支出されている。

(オ) 官公庁陳情（請求番号 81）

a 支出項目 要請陳等情活動費

b 日程 平成 27 年 11 月 18 日～19 日

c 陳情目的（陳情場所）

地域創生のシンポジウム参加（日本経済団体連合会）

道路財源要望（自由民主党本部）

d 政務活動として支出された額 38,961 円

ソ 村島 茂男議員

(ア) ミシガン州視察（請求番号 82）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 27 年 7 月 25 日～29 日

c 調査目的（調査場所）

日本人留学生と意見交換（ウェスタンミシガン大学）

滋賀展視察（マイヤーガーデン）

姉妹提携 50 周年に向けて州議員との意見交換（ミシガン州議会）

ミシガン州環境 N G O と意見交換（ミシガン州議会）

ミシガン州立大学の日本担当者と意見交換（ミシガン州立大学）

漁業関係職員と意見交換（ミシガン州自然資源部漁業局）

日系企業と意見交換（日系企業 AWTEC）

在デトロイト日本国領事館で意見交換

d 政務活動として支出された額 69,218 円

- (イ) ミシガン調査航空券代（請求番号 83）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 政務活動として支出された額 197,590 円
  - c 内容 (ア)のミシガン州視察に係る 1 名分の航空運賃代（他の議員と同等額）
  
- (ウ) 黒部川調査研究（請求番号 84）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 27 年 9 月 3 日～ 4 日
  - c 調査目的（調査場所） 関西電力(株)滋賀支社随同行により発電所および工  
用施設を視察、低炭素社会を踏まえた CO2 排出のない発電方式の調査・研究、  
再生可能エネルギーとしての水力発電の調査・研究、景観に配慮した地下発電  
所の調査・研究（黒部川第四発電所）
  - d 政務活動として支出された額 24,110 円
  
- (エ) C R T 建築物先進地調査（請求番号 85）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 日程 平成 28 年 3 月 28 日～29 日
  - c 調査目的（調査場所） C L T 建築物先進地調査（高知県庁、高知県農業担  
手育成センター、田井高齢者福祉事務所）
  - d 政務活動として支出された額 52,560 円
  
- (オ) 県政レポート（請求番号 86）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 492,000 円
  - c 内容 県政レポート（2 回）
  
- (カ) デジタルカメラ（請求番号 87）
  - a 支出項目 事務費
  - b 政務活動として支出された額 54,252 円
  - c 内容 政務活動以外の活動と区分が困難なため、購入額の 2 分の 1 で按分し  
充当されている。
  
- (キ) 書籍代（請求番号 88）
  - a 支出項目 資料購入費
  - b 政務活動として支出された額 184,400 円
  - c 書籍名 別表のとおり

タ 家森 茂樹議員

(ア) ガソリン代 (請求番号 90)

a 支出項目 調査研究費

b 政務活動として支出された額 219,300 円

c 内容

政務活動調査にかかる交通費、走行距離×@20 円とした金額。

政務活動費以外の活動と区分が困難なため、2分の1で按分して充当されている。

(イ) 高知県視察 (請求番号 91)

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 28 年 3 月 28 日～29 日

c 調査目的 (調査場所) C L T 建築物先進地調査 (高知県庁、高知県農業担い手育成センター、田井高齢者福祉事務所)

d 政務活動として支出された額 52,560 円

(ウ) 調査研究交通費 (請求番号 92)

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 27 年 6 月 3 日、4 日、8 日、7 月 11 日、21 日、8 月 30 日、11 月 4 日、6 日、12 月 6 日、17 日、20 日、平成 28 年 2 月 1 日

c 調査目的 (調査場所)

意見交換 (参議院会館)、視察 (都内アンテナショップ)、消防法関係研修 (東京事務所、スクワール麹町)、福井県議会議員と意見交換 (福井市内)、滋賀県生活衛生組合と意見交換 (大津市内 (雄琴))、新名神高速道路整備促進同盟会に出席、刈谷ハイウェイオアシス視察 (四日市)、意見交換 (参議院会館・衆議院会館)、消防法関係研修 (明治記念館)、海島遊民クラブ視察、同社代表と意見交換 (鳥羽市)、茶業振興調査 (掛川市役所)、神奈川県議一行と忍者振興調査 (津市)、信楽高原鉄道車両の後利用の視察、和歌山県議と意見交換 (和歌山県御坊市・紀州鉄道)

d 政務活動として支出された額 76,040 円 (調査研究に係る高速料金)

(エ) 郵便料 (請求番号 93)

a 支出項目 会議費

b 政務活動として支出された額 433,761 円

c 内容

県政報告会の案内ハガキ代および郵送料

上記金額のうち、記念切手分 7,380 円、郵便局持込み分 426,381 円

チ 目片 信悟議員

(ア) 県議会報告（請求番号 94）

a 支出項目 広聴広報費

b 政務活動として支出された額 626,321 円

c 内容 県議会報告 vol.9～vol.11

(イ) カメラ（請求番号 95）

a 支出項目 事務費

b 政務活動として支出された額 42,400 円

c 内容

政務活動用のカメラの購入費用

個人用のカメラは別途所有しており、行政視察の記録のみに使用するが、謙抑的に 10 分の 8 に按分した額を政務調査費に充当されている。

ツ 有村 國俊議員

(ア) 厚労省協議（請求番号 96）

a 支出項目 調査研究費

b 日程 平成 27 年 8 月 23 日～24 日

c 調査目的（調査場所） 高齢者支援について厚生労働省協議（厚生労働省）

d 政務活動として支出された額 40,952 円

(イ) 広報費（請求番号 97）

a 支出項目 広聴広報費

b 政務活動として支出された額 541,755 円

c 内容 県政レポート（3 回）

(ウ) ガソリン代（請求番号 98）

a 支出項目 調査研究費

b 政務活動として支出された額 134,755 円

c 内容

ガソリン代（平成 27 年 5 月～平成 28 年 3 月分）

プリペイドカードで支払いを行った納品書が添付されており、政務活動費以外の活動と区分が困難なため、2 分の 1 で按分して充当されている。

テ 山本 進一議員

(ア) 黒部川調査研究（請求番号 100）

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 27 年 9 月 3 日～ 4 日
- c 調査目的（調査場所） 関西電力(株)滋賀支社随行により発電所および工  
用施設を視察、低炭素社会を踏まえた CO2 排出のない発電方式の調査・研究、  
再生可能エネルギーとしての水力発電の調査・研究、景観に配慮した地下発電  
所の調査・研究（黒部川第四発電所（トロリーバス、アーチ式ダム、くろよん  
記念室、インクライン、発電所、上部専用鉄道、堅坑エレベーター）
- d 政務活動として支出された額 26,940 円

(イ) 広報紙（請求番号 101）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 609,171 円
- c 内容 広報紙(3回)、広報紙制作代

ト 細江 正人議員

(ア) インバウンド・モニターツアー参加（請求番号 103）

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 28 年 3 月 19 日
- c 調査目的（調査場所） インバウンド可能性調査（彦根市内）
- d 政務活動として支出された額 20,000 円

ナ 高木 健三議員

(ア) 県政報告（請求番号 104）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 394,470 円
- c 内容 県政報告印刷折込代

(イ) 地域情報掲載料（請求番号 105）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 162,000 円
- c 内容

地方紙購読の年間額を一括払いしたうち、2分の1に按分した額を、後期分  
の政務活動費に充当し、残りの分を(ウ)のとおり前期分として政務活動費に充当

したもの。

支出項目は、広聴活動に注目して、広聴広報費で計上されている。

(ウ) 広報費（請求番号 106）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 162,540 円
- c 内容 (イ) c のとおり。

二 生田 邦夫議員

(ア) 議会ニュース（請求番号 107）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 111,645 円
- c 内容  
議会ニュース新聞折込代  
経費は、会派と 2 分の 1 で按分し、支出されている。

(イ) 人件費（請求番号 108）

- a 支出項目 人件費
- b 政務活動として支出された額 924,000 円
- c 内容 雇用職員の従事内容が日報で管理されており、政務活動に対する従事時間をもって按分率を 10 分の 7 として充当されている。

ヌ チームしが 県議団

(ア) 宮城、岩手、秋田（請求番号 109）

- a 支出項目 調査研究費
- b 日程 平成 28 年 1 月 26 日～28 日
- c 調査目的（調査場所）  
みやぎ観光復興支援センターの取組について（宮城県庁）  
みやぎ子ども・子育て県民条例について（宮城県庁）  
IGR いわて銀河鉄道について（岩手県庁）  
地域住民参画による農業水利施設管理の推進について（岩手県庁）  
学校改善支援プランについて（秋田県庁）  
不登校対策について（秋田県庁）  
国際教養大学の取組について（公立大学法人国際教養大学）
- d 政務活動として支出された額 1,963,119 円

- (イ) 費用弁償（請求番号 110）
  - a 支出項目 調査研究費
  - b 政務活動として支出された額 1,298,300 円
  - c 内容 会議、政調会、視察等の会派活動に係る交通費（H27.5～H28.2月分）

- (ウ) 会派ニュース（請求番号 111）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 5,045,941 円
  - c 内容 会派ニュース 3～6号、サーバーレンタル料

- (エ) 湯茶代（請求番号 112）
  - a 支出項目 会議費
  - b 政務活動として支出された額 282,095 円
  - c 内容 会議、県政報告会、住民相談等の接遇に係る湯茶代

- (オ) 郵送費、切手代（請求番号 114）
  - a 支出項目 事務費
  - b 政務活動として支出された額 15,242 円
  - c 内容  
郵送代  
上記金額のうち、切手分 14,162 円（うち記念切手分 10,578 円）、郵便局持込み分 1,080 円

ネ 日本共産党滋賀県議会議員団

- (ア) 議員団広報（請求番号 116）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 1,332,180 円
  - c 内容 議員団広報第 1号印刷代、折込代

- (イ) 議員団広報第 2号（請求番号 117）
  - a 支出項目 広聴広報費
  - b 政務活動として支出された額 543,882 円
  - c 内容 議員団広報第 2号新聞折込代

- (ウ) 議員団広報（請求番号 118）
  - a 支出項目 広聴広報費

- b 政務活動として支出された額 662,882 円
- c 内容 議員団広報第2号印刷代

(エ) 議員団広報（請求番号 119）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 546,253 円
- c 内容 議員団広報第3号新聞折込代

(オ) 議員団広報（請求番号 120）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 663,898 円
- c 内容 議員団広報第3号印刷代

ノ 公明党滋賀県議団

(ア) 広報費（請求番号 121）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 978,253 円
- c 内容

KOME I ホットニュース NO.96～NO.99

経費は、会派の議員と按分して支出されている。

4分の1按分（NO.96～NO.98）、2分の1按分（NO.99）

ハ 良知会

(ア) 印刷費（請求番号 123）

- a 支出項目 広聴広報費
- b 政務活動として支出された額 475,740 円
- c 内容 会派活動報告、新聞折込代

### 第3 判断

#### 1 判断に当たっての基本的な考え方

議会事務局の説明によると、「政務活動費は、議員の調査活動基盤の充実強化を図るために制度化されたものであり、議員の広範な裁量のもとで、社会通念上認められる使い道であれば、その内容や目的を示す必要がないということが、政務活動費創設の根底にある。」とのことである。

大津地方裁判所平成21年5月19日判決においても「地方議会は、条例の制定、予算の議決等の地方行政全般について、広範な権能があり、これを適正に行行使するための会

派および議員の調査研究活動も多岐にわたるものであることから、調査の県政との関連性、その目的や必要性、方法や様態等については、基本的には会派および議員の広範な裁量に委ねられるべきである。」と判示されている。

また、最高裁判所平成 21 年 12 月 17 日判決では、「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容に立ち入ってその用途制限適合性を審査することは予定されていない。」と判示しているところである。

請求人が本件請求に係る支出が違法である根拠として挙げている、青森地方裁判所平成 18 年 10 月 20 日判決（以下「青森地裁判決」という。）において引用されている仙台高等裁判所平成 16 年 7 月 29 日判決においても「収支報告書の記載から見てその用途について疑問を抱くべき事由がないのにあるいはおよそ用途について疑問を抱くべき事情がないのにむやみに政務調査費の用途についてその調査を行うことは、調査権の濫用であって、議員活動の自主性を尊重するという観点からも許されるべきではない」とも判示されている。

これらの判例から、政務活動費の支出について、外形的、一般的に明らかに違反がうかがわれるもしくは社会通念上明らかに不相当であるなどの、政務活動以外の活動に支出されたことを推認させる事情がない限りは、当該支出の適否について判断を行うことは許されないと解される。

従って、監査において、請求人が指摘する各支出について、一般的、外形的に疑うべき事情がないと判断される場合には、それ以上に用途基準外支出であることをうかがわせる事情がない限り、用途基準に合致した支出であると認められるというべきである。

次に、「政務活動費のしおり」の取扱いについてであるが、議会事務局の説明によると、「条例第 14 条に基づいた事務処理マニュアルとして、また議員自身を守るべき基準として、用途基準、使い道をより明確化し政務活動費の適正な執行を図るためのものであって、会派および議員の合意形成を経て確立されてきたものであり、その内容は、議会の自主裁量のみに基づくという都合の良いルールではなく、政務活動費の趣旨を十分に踏まえ、全国都道府県議会議長会において検討された基本的な事項や全国的な傾向を参考にしたうえで、政務活動費の充実に適しない経費や、諸手続などを規定しているもの」とのことである。すなわち、「政務活動費のしおり」は、法規範性を有するとまではいえないものの、条例および規程と一体として、政務活動費の交付を受ける議員に対し、用途基準についての具体的かつ詳細な基準を定めたものと考えるのが妥当である。

金沢地方裁判所平成 28 年 3 月 24 日判決（以下「金沢地裁判決」という。）においても、県議会が定めた運用基準について、「政務調査費の支出が本件用途基準に適合するか否かを判断するに当たっても、当該支出に係る本件運用基準の内容が不合理といえない限り、当該支出がこれに沿うものであるかという点をしんしゃくすべきである。」と判示してい

る。

これらのことから、「政務活動費のしおり」は、本件使途基準の趣旨や具体的内容を推知させるものとして、具体的支出の本件使途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解されるから、「政務活動費のしおり」において不適切とされている支出については、一般的、外形的に使途基準に合致しない支出であると疑うべき事情があるものとして取り扱うことが妥当である。

さらに、仙台地方裁判所平成 26 年 11 月 27 日判決で、調査研究の必要性について、「いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは否定できないが、その裁量にはおのずから一定の限界があるというべきであり、当該支出に係る個別の事実から調査研究活動と市政との関連性を慎重に検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性があるということができない場合には、同支出につき調査研究のための必要性を認めることができず、本件使途基準に合致しないものとして違法になるものと解するのが相当である。」と判示されているとおり、議員の裁量についても、無制限に認められるものではないと解される。従って、一般的、外形的または社会通念上、政務活動費以外の活動に支出されたことが疑われる事情が認められる場合には、当該支出が使途基準に合致するという点について相当の根拠、資料により覆されない限り、当該支出は使途基準に反するものであるということが事実上推認されるというべきであり、支出を行った会派または議員の判断が不合理であるといえる場合には、会派もしくは議員の判断にかかわらず、当該支出は使途基準に合致しない違法もしくは不当な支出であると判断することが相当である。

以上を前提に、以下本件における各支出について判断する。

- 2 県内外の視察出張費において視察内容等を示す書類が添付されていないことについて  
請求人は、県内外の視察出張費について、交通費、宿泊費などの業者の領収書は添えられているが、出張先（視察先）で、どこを訪れ（日程）、何を視察したのか（視察先の行事、視察、研修内容）、何を成果として得、県議会活動、ひいては県政にどのように役立てたのかの証拠書類が添付されていない場合が圧倒的に多いことから、これらは調査研究活動との関連が不明で使途基準に合致しないと主張している。

このことについて判断する。

「政務活動費のしおり」では、視察内容等を示す書類の添付を義務付けておらず、徳島地方裁判所平成 23 年 12 月 9 日判決（以下「徳島地裁判決」という。）においても、「本件条例等において、研究会等の具体的な内容や資料を明らかにすることまでは要求されておらず、政務調査費の趣旨は、多種多様な議員の調査研究活動を活発にして議会の審

査能力を強化することを目的に議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、調査研究の費用を助成することにあること等を考慮すれば、セミナー、研究会等にかかる参加費、交通費、宿泊費、講師料等について、セミナー等の内容や資料が明らかにされていないことをもって、調査研究との関連がないとはいえない。」と判示されている。

また、青森地裁判決においても、復命書が添付されていないことや具体的な視察内容が明示されていないことをもって当該支出が違法であるとの判示もなく、請求人の主張は採用することができない。

次に、徳島地裁判決では、「調査目的、調査対象がいずれも漠然としており、調査内容についても明らかでないものについては、当該支出について調査研究との関連性を疑わせる事情があるというべきである。」と判示されており、「政務活動費のしおり」においても、収支報告書における「主な支出内容」の記載例では日程、調査場所、調査目的を記入した方が望ましいとしている。これらのことを考慮すると、少なくとも、県民から私的な旅行ではないかと疑念が抱かれる可能性が高いと思われる、県外、海外視察等に係る支出について、日程、調査場所および調査目的が不明な場合は、一般的、外形的に政務活動に使われたことが推認できないというべきである。

そこで、県外、海外視察等に係る支出に該当する、請求番号1、2、3、8、10、11、12、14、15、16、17、18、20、21、22、23、24、25、37、41、45、47、48、49、52、53、60、63、64、65、67、68、69、74、77、78、79、81、82、83、84、85、91、92、96、100、103、109の各支出について確認したところ、第2の2(2)の事実のとおり、日程、調査場所および調査目的が不明なものはない。また、これらの支出が、政務活動以外の経費に使われたとする特段の事情も認められない。従って、これらの支出が政務活動費に該当しないと主張する請求人の主張は認められない。

なお、請求番号9の支出について、請求人は、県外の駅で発行された領収書であることをもって、政務活動費に該当しないと主張している。確かに、収支報告書には、日程、調査場所が示されておらず、監査においてもこれらのことは確認することができなかったものの、本件支出は鉄道会社のプリペイド式カードへのチャージ(入金)であり、「政務活動費のしおり」においても交通機関のプリペイドカードに対する支出は認めていること、政務活動以外の支出もあり当該費用を特定することが困難なことから2分の1に按分して計上されていること、本県の議会議員という立場で県内における調査の支出に使用するという説明および政務活動費に充当された金額が不当に高いと言える事情もないことを考慮すると合理性を欠くとまでは言い難く、明らかに政務活動以外に使われたということを推認させる事情もないことから、政務活動費に該当しないと主張する請求人の主張は認められない。

また、請求番号7および110において、費用弁償は内容が不明であり、内訳がっていない旨の主張をしているが、費用弁償とは、主に会派の会議、総会、政調会等の出席にかかる交通費であり、詳細については議会事務局において、記録簿により、議会開会日等において県から支給される旅費や、議員個人が政務活動費に充当している視察旅費等と重複して支給または充当されていないか確認されており、政務活動以外に使われたということを推認させる事情もないことから、政務活動費に該当しないとする請求人の主張は認められない。

なお、請求人は、いくつかの支出において、成果、県政の貢献が証明されない限り違法であると主張しているが、個々の調査研究活動の具体的な内容やその成果等の報告を求めていることについて、徳島地裁判決では「政務調査は中・長期的視野に立って行われる場合も少なくないもので、個々の調査結果が直ちに具体的な政策立案に反映されることが当然に要求される性質のものではなく、それらが明らかでないことをもって使途が不明であると評価することはできない。」と判示しているところである。

したがって、成果、県政の貢献が証明されていないことをもって違法であるとの請求人の主張は採用できない。

### 3 印刷見本が添付されていないことについて

請求人は、広聴広報費について、その発行に関する印刷業者の領収書は添付されているが、その作成された印刷物の見本（コピー等）が添付されておらず、どのような広報紙が発行されたか不明であること、およびその配布方法についても、何日に、どのような方法で、いかなる地域に配布し、そのための費用がどれだけ要したかとの明確な報告が無いことをもって政務活動との関連が不明であり、使途基準に合致しない旨主張している。

このことについて判断する。

「政務活動費のしおり」では、印刷見本を添付することが求められておらず、また配布方法、配布地域などの詳細について明らかにすることも求められていない。

青森地裁判決においても、印刷見本の添付がないことをもって当該支出が違法とした判示事項は見当たらないことから請求人の主張を採用することはできない。

請求番号4、6、26、34、36、38、42、46、50、58、66、70、71、72、73、76、80、86、94、97、101、104、107、111、116、117、118、119、120、121、123の各支出について、領収書の写しにより、支払日、支払先、政務活動費への充当額を確認したが、政務活動以外に使われたということを推認させる事情は見受けられなかった。

なお、請求人は、請求番号4において、コピー機カウント代(H27.5～H28.3)とコピー

機プリンター代(H27.5～H28.3)が二重であると主張しているが、二重であるとする根拠は示されておらず失当である。

また、請求番号 105 と 106 に添付されている領収書が同一と思われること、106 の支出については按分して政務活動費に充当されているが、按分先が不明であると事実を指摘しているが、政務活動費の交付については、前期分について中間審査を実施することとされており、当該支出については前期分として2分の1の額を充当し、後期分としてさらに2分の1の額を充当したことから、同一の領収書が2枚添付されているという事情であって、請求人が違法と主張している事実はないことが確認できた。

#### 4 記念切手等個人の趣味と区別がつかない支出について

請求人は、広報の郵送費と称して、多額の郵送費、切手を購入した領収書は添付されているが、その中には「記念切手」の購入も多く、公的資金を使って、「記念切手収集」という個人的趣味を満足させたのではないかとの疑念を抱かせる場合が多く、個人の趣味に基づくものは、政務活動との関連が不明であり用途基準に合致しない旨主張している。

このことについて判断する。

##### (1) 切手に関する支出

青森地裁判決では、その金額や用途等からみて資料の提出やこれを補足する説明を行うまでもなく政務活動費（政務調査費）であろうと社会通念上推認されるような支出（例えば、政務活動に資する費用とされ得る社会通念上相当な範囲内の金額の電話料金、文房具代金、郵便代金等）については、政務活動費（政務調査費）に充当することを認めている。

請求番号 33、51、93、114 については、郵便代金であり、その金額や用途からみて明らかに政務活動以外に使われたということを推認させる事情もないことから政務活動費に該当しないとする請求人の主張は認められない。

なお、記念切手であることをもって、個人の趣味を満足させるものとするのは、請求人の単なる主観であって、記念切手の購入と個人的な趣味との関連性について合理的に説明もなされていないことから請求人の主張は失当である。

##### (2) 書籍購入に関する支出

請求人は、請求番号 32、43、55、61、88 において、各書籍の購入についても個人の趣味に基づくものとして違法であると主張している。

1 で述べたとおり、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれ

に必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられているところである。

また、福岡地方裁判所平成 25 年 11 月 18 日判決においても「政務調査費制度の趣旨に照らすと、会派及び議員に要求される役割は多岐にわたるので、そのための調査研究の対象も必然的に広範囲に及ぶものといえる。したがって、一般的に、書籍が広範囲にわたる知識を得るために有益な媒体であることに鑑みれば、およそ政務調査活動には役立たないことが明らかな書籍を除いて、書籍の購入費用は、政務調査費から支出することが許されるというべきである。」と判示されており、およそ政務調査活動には役立たないことが明らかでない限り書籍の購入に関しては広範に認められている。

一方、「政務活動費のしおり」では、「政務活動に関係が薄いもの（小説等）や政治（政党）活動に関係が深い書籍は不適切」であるとしている。

「政務活動費のしおり」において「政務活動に関係が薄いもの（小説等）や政治（政党）活動に関係が深い書籍は不適切」と記載されている趣旨について、議会事務局に対して改めて照会を行ったところ、次の回答があった。

ア 政務活動に関係が薄いもの（小説等）

「政党活動や選挙活動、後援会活動、私的活動は政務活動費の充実に適しないことから、特に私的活動に資するものに充当しないよう注意喚起するためであって、小説等をすべて不可とする趣旨ではありません。例えば、「政務活動費のしおり」15 ページに大衆娯楽雑誌を例示しているように、いわゆる娯楽小説を除外するものです。

また、政務活動との関係の判断は議員に委ねられており、「政務活動費のしおり」14 ページに書籍は代表的な書籍名を記載すればよいとされていることから、小説にあたるのかどうかを仕分ける趣旨ではありません。」

イ 政治（政党）活動に関係が深い書籍

「上記と同様に政党活動に資するものに充当しないよう注意喚起するためであって、政治・政党・政治家に係る内容が記載された書籍を不可とする趣旨ではありません。例えば、政党を経済的に支援するために購入する機関誌や党員としての自身のノルマ達成のための購読、または政党の広報紙やパンフレット、ビラの作成の参考資料の購入等を除外するものです。

また、政務活動との関係の判断は議員に委ねられており、「政務活動費のしおり」14 ページに書籍は代表的な書籍名を記載すればよいとされていることから、例えば政治家を題材にした書籍であるかどうかを仕分けることが趣旨ではありません。」

ところで、議会事務局の説明では、「政務活動費のしおり」については、「条例第 14 条に基づいた事務処理マニュアルとして、また、議員自身を守るべき基準として、使

途基準、使い道をより明確化し政務活動費の適正な執行を図るため」作成しており、「会派および議員の合意形成を経て確立されてきたものであり、その内容は、議会の自主裁量のみに基づいた都合の良いルールではなく、全国都道府県議会議長会において検討された基本的な事項や、全国的な傾向を参考にしたうえで作成」していると述べており、議会事務局が行う書籍に係る審査についても「書籍はその書籍番号をインターネット検索で照合する」とのことであった。

これらのことから、少なくとも「政務活動費のしおり」は、「議員自身が守るべき基準」であって、会派および議員の合意形成を経て確立されたものであり、議員に対し一定の規範性を有するものであることはいかゞがえるし、議員自らは書籍名を公表する必要はないとしても、議会事務局では書籍名について審査しており、単に注意喚起に留まらないことはいかゞがえる。

山口地方裁判所平成 28 年 6 月 22 日判決（以下「山口地裁判決」という。）においても、使途基準の取扱いの指針として定めた「費用別充当指針」および政務調査費の使途基準の詳細や解釈等につき定めたマニュアルについて、「議員の調査研究活動がその自発的な意思に基づいて行われるものであるとしても、そのための費用が、前記地方自治法の趣旨のもとに、社会通念上妥当な範囲で支出、充当されるよう、更に具体的かつ詳細な基準を定めたものであるといえる。したがって、議員が政務調査費の一部又は全部について本件使途基準等に適合しない充当をした場合においては、当該充当は本来許されない支出をしたものとして、違法となるべきである。」と判示しているところである。

また、前述の金沢地裁判決の趣旨からも、「政務活動費のしおり」の内容が、不合理といえない限りは、当該支出がこれに沿うものであるかをしんしゃくするべきである。

「政務活動に関係が薄いもの（小説等）」を政務活動費として「不適切」とする運用基準（留意事項）について、これを不合理とする理由は見当たらない。小説等の範囲については、全ての小説とする解釈が一般的と考えられるが、議会事務局の説明のように娯楽小説に限定すると狭く解釈したとしても、少なくとも娯楽小説は政務活動費のしおりで不適切とされているということに議論の余地はないと思われる。

これらのことから、大衆娯楽雑誌や娯楽小説のように娯楽性の高い書籍については、政務活動に関係が薄いものであると一般的、外形的に推認されるので、これらの購入にかかる支出は、「政務活動費のしおり」に照らし、使途基準に該当しないというべきである。

請求番号 32 のうち、「無私の日本人」、「炎環」および「時間の習俗」、請求番号 55 のうち「天才」ならびに請求番号 61 のうち、「世界史人三国志」、「三国志英雄たち」および「一気読み三国志」については、小説またはこれに類する書籍に該当すると思われることから、当該支出をおこなった吉田清一議員、加藤誠一議員および小寺裕雄議員に対し、政務活動との具体的な関連について説明を求めるため、文書により関係人調査を行った。

以下、書籍ごとに判断する。

#### ア 「炎環」および「時間の習俗」

前述のとおり、「政務活動費のしおり」によれば、少なくとも「政務活動に関係が薄いもの（小説等）」（いわゆる「娯楽小説」）については、政務活動費の支出として適さないものと言わざるを得ず、「いわゆる娯楽小説」が除外されることは議会事務局も自ら認めているところである。「炎環」は直木賞の受賞作であるが、同賞は、一般的には大衆小説作品に対して与えられる文学賞であると理解されており、また、「時間の習俗」については一般的に推理小説に分類されるべき書籍であり、一般的、外形的もしくは社会通念上、これらの作品がいわゆる大衆娯楽作品ではないとはいえないと解される。

「炎環」および「時間の習俗」について、吉田清一議員は次のとおり説明している。

##### (ア) 炎環

「この書籍は歴史小説とされていますが、議員として歴史上の人物・偉人の生き方や社会動向について見識を身につけるために選んだものです。

また、鎌倉幕府の創成期、執権北条氏での北条政子と北条保子の女性の活躍ぶりは、男女の共同参画を考える上で参考になることや、西（京都）と東（鎌倉、江戸）の文化的、社会的成り立ちの差異は現代にも通じています。

なお、源氏衰退は兄弟間、主従間のつながりの弱さとの意見に共鳴しており、家族を大切に、身内を大事にし、組織内においての人間関係は社会生活における基本と考えています。また、地元住民や議員同士の情報交換会や、物事を考える上でも基本となる哲学であると考えています。」

##### (イ) 時間の習俗

「ストーリーは殺人事件である。それを追って捜査する刑事の「思い込み」「独善的判断」「固定的観念」等により捜査が暗礁するものです。

「手品」や「マジックショー」で我々はつい騙される場面が往々にしてありますが、上記の「思い込み」や「固定的観念」等によるものではないでしょうか。

この作品によって真の実態を見る「眼」を持たなければならないことを痛感しました。口（言葉）も大切であるが聴く「耳」と見る「眼」はそれ以上に大事なものであると考えます。地元住民や議員間でこのようなことを話したら、皆共鳴していただいたし、今後も議員としてのこのような器量を持ち続けたいと思っています。

この作品は単に推理小説、娯楽小説の範疇ではなく、社会的、哲学的に裏打ちされた作品と考えた故、政務活動費に計上したものです。

また、舞台に、門司市の和布刈（めかり）神社が設定されています。

この神社は西暦 200 年頃の創健とされ、地元野洲市の由緒ある兵主大社・三上神社ともども歴史のあるいわれのある神社であります。

私は定期的に県政報告を開催していますが、いきなり県政の課題をいうわけにいかず、県民に関心を持ってもらうためには、テレビの話題～近所の話題～地元の歴史～政治の話題～県政の課題へと話を進めていくようにしています。

こうしたときに、一般的な娯楽小説とは違う文学の観点でも重要であり、県民に地方政治や県政報告に興味を持ってもらうための話の参考になるものと判断し、この本を選択しました。

なお、事務局に聞くと、平成 28 年 4 月 13 日の福井地方裁判所の判決において、補助参加した福井県議会議員は『空腹が人を健康にする』『幸せの 7 つの法則』などの一見政務活動には見えない書籍についても、「県政報告会等の参考とするため、県政報告などに興味を持ってもらうための話の参考とするために購入した」と陳述されたところ、裁判長は「いずれも社会・経済問題に関する書籍や倫理・哲学等の一般教養に関する書籍であることが認められ、多岐にわたる調査研究活動に何らかの有益な情報を提供するものとして、調査研究活動と合理的関連性を有するものといえるから、これを調査研究活動に資するとして本件書籍購入費を支出した議員の判断を直ちに不合理ということはできない。」と判示されているようです。

同様の判断は、平成 28 年 3 月 11 日の東京地方裁判所における千代田区議の図書、『30 代を後悔しない』『おじさん・おばさん論』等々の購入についても、「一概に議員の調査研究活動と無関係であるとはいえず、議員の調査研究活動との間に合理的関連性を欠くことが明らかとはいえない」とされているとのことでした。

「政務活動費のしおり」では、政務活動費の支出の対象として、「政務活動に関係が薄いもの（小説等）」（議会事務局の説明によると、いわゆる娯楽小説）を除外しているのであるから、これらのものの「政務活動との具体的な関係」について、相当の根拠、資料により立証されない限り、当該支出は使途基準に反するものであるということが事実上推認されるというべきである。

吉田清一議員の上記の説明は、結局のところ、議員の見識を高めるために役立つという一般的な説明にとどまるものであって、相当の根拠、資料により立証されたとまでは認め難く、当該支出が使途基準に反するものとの事実上の推認を覆すものではない。

なお、吉田清一議員は、東京地方裁判所平成 28 年 3 月 11 日判決（以下「東京地裁判決」という。）および福井地方裁判所平成 28 年 4 月 13 日判決を例に挙げ、一見政務活動には見えない書籍についても、調査研究活動との合理的関連性を欠くことが明らかではない旨の判決があることを指摘されているが、これらの判決は、政務活動費にかかる関係議会の申し合せ事項やマニュアル等、本県の「政務活動費のしおり」に相当する定め of 具体的な運用基準の解釈・運用について争われたものではないと解され、本件事案のように、「政務活動費のしおり」で「不適切」とされている書籍購入についての使途基準の適合性を判断する上では、争点が異なることから参考とすることは適切でない。

「政務活動費のしおり」は、全国都道府県議会議長会において検討された基本的な事項や、全国的な傾向を参考にしたうえで作成されたものとしても、本県議会において自発的に作成されたものと解されるし、山口地裁判決のとおり、「政務活動費のしおり」で不適切とされる支出については、特段の事情が認められない限りは政務活動費の使途基準に適さない支出をしたものとして判断されるべきである。

以上により、請求番号 32 のうち、「炎環」の購入費用 679 円および「時間の習俗」の購入費用 637 円については、「政務活動費のしおり」における使途基準に合致しない支出であることが認められる。

イ 「世界史人三国志」、「三国志英雄たち」および「一気読み三国志」

「世界史人三国志（正式な書籍名は「歴史人別冊世界史人 VOL.7」）」、「三国志英雄たち（正式な書籍名は「別冊宝島 2400 号三国志 英雄たちの名場面）」および「一気読み三国志（正式な書籍名は「一気読み！三国志のすべて）」については直接小説には該当しないものの、これらの書籍の主題である「三国志演義」そのものは小説であり、書籍の内容には、「三国志最強ランキング」（世界史人三国志）、「火花散る名勝負 20 選」（三国志英雄たち）、「名場面セレクション」（一気読み三国志）など娯楽性の高い記事が多く含まれていたことから、いずれも大衆娯楽的な要素が強い書籍であるといえる。

「世界史人三国志」、「三国志英雄たち」および「一気読み三国志」について、小寺裕雄議員は次のとおり説明している。

「幅広い教養を身につけることは議員にとって必要な素養と考えています。洋の東西を問わず、また時代に関わらず、歴史を知ることは重要ではないでしょうか。私は議員活動をするうえで中国の歴史に関する書籍を読むことは、今後の議員活動に必ず参考になるものと考えています。」

アで述べたとおり、「政務活動費のしおり」では、政務活動費の支出の対象として、「政務活動に関係が薄いもの（小説等）」（議会事務局の説明によると、いわゆる娯楽小説）を除外しているのであるから、これらのものの「政務活動との具体的な関係」について、相当の根拠、資料により立証されない限り、当該支出は使途基準に反するものであるということが事実上推認されるというべきである。

小寺裕雄議員の上記の説明は、結局のところ、議員の見識を高めるために役立つという一般的な説明にとどまるものであって、相当の根拠、資料により立証されたとは認め難く、当該支出が使途基準に反するものとの事実上の推認を覆すものではない。

以上により、請求番号 61 のうち、「世界史人三国志」の購入費用 760 円、「三国志英雄たち」の購入費用 1,058 円および「一気読み三国志」の購入費用 539 円については、「政務活動費のしおり」における使途基準に合致しない支出であることが認められる。

#### ウ 「無私の日本人」および「天才」

「無私の日本人」について、吉田清一議員は、著者である磯田道史は歴史家であり、同書籍は史実に基づいているものである旨の説明をしている。また、「天才」について、加藤誠一議員は、実在の政治家についての「回顧録」である旨説明している。

これらのことから、両書籍とも、必ずしも一般的な小説、少なくとも娯楽小説に該当するとまではいい難いことから、「政務活動費のしおり」における使途基準に合致しない支出であるとは認められない。

### 5 その他の主張

請求人は、上記で述べた主張以外にも、各個別の支出について、各々の理由を挙げて違法である旨主張している。

これらについて、各個別の理由毎に判断する。

#### (1) 個人の支出と区別がつかない支出について

#### ア コーヒー代・湯茶代の支出について

請求人は、請求番号 5、112 において、コーヒー代、湯茶代が政務活動に該当せず違法と主張している。

「政務活動費のしおり」では、会議費において湯茶、茶菓程度の提供は可としており、名古屋高等裁判所平成 21 年 9 月 17 日判決においても「会議においては、のどを潤すための飲物が必要となる場合も多いから、社会通念上必要と認められる飲物を提供するための費用は、会議費にあたるというべきである。」と判示しており、これらの飲食代が政務活動費に該当しないと主張する請求人の主張は認められない。

#### イ 事務費等について

請求人は、請求番号 35、39、56、57、87、95、108 の支出について、個人用と区別できない、どこで使用されたかわからない、後援会や政党活動に関わる部分でないなどの証明がないため政務活動費に該当しないと主張をしている。

「政務活動費のしおり」では、事務所費、事務費については、「後援会や政党活動に係る部分は除き、実態に応じて按分して計上」することとされている。

また、青森地裁判決においても、同一名目の相当額の支出について政務調査費の本件用途基準に合致する部分（議員としての調査研究活動に資する部分）とそうでない部分が、「合理的に区分が困難な場合には、社会通念上相当な割合による按分をして政務調査活動に資するために必要な費用を確定するのが相当である。」と判示しているところである。

よって、政務活動に係る事務所が後援会事務所と兼ねている場合、政務活動に使用する備品が個人でも使用されている場合など政務活動とそれ以外に使用されていることがうかがわれる経費については、当該経費と按分して計上することが妥当であると考えられる。

なお、当該支出の割合を合理的に説明できない場合の按分率については、青森地裁判決で事務所費等について 2 分の 1 の額を相当と認めており、同様の事例で、2 分の 1 で按分することが相当とされている判例も多数あることから、2 分の 1 の按分率を相当とする。ただし、この按分率によることが不適当な事情がある場合は、個別に判断することとする。

請求番号 35、39、57、87 については、それぞれ当該経費に支出した額の 2 分の 1 が政務活動費に充当されており、それ以上に他の活動に使われたことを推認させる事情も認められないため、政務活動費に該当しないと主張する請求人の主張は認められ

ない。

請求番号 108 については、人件費について 10 分の 7 の額が政務活動費として充当されているが、事務所職員の人件費について、業務日誌から算出した政務活動に従事した時間により按分されていることから、実態に応じて按分していると認められ、それ以上に他の活動に使われたことを推認させる事情もないため、政務活動費に該当しないとする請求人の主張は認められない。

請求番号 56 の支出については、全額が政務活動費として充当されているが、滋賀県議会の議員控室で使用されているパソコンであって、その他の活動には個人用のパソコンを別に所有していることを勘案すると、当該パソコンが、政務活動以外にも使用されていることを推認させる事情もないため、政務活動費に該当しないとする請求人の主張は認められない。

請求番号 95 の支出については、個人用は別に所有していることから、当該カメラについては、政務活動でしか使用しないが、政務活動以外の活動についても使用する可能性も否めないことから謙抑的に 10 分の 8 の額を充当しているものであり、その説明が不合理であるとまで言えず、金額的にも高額なものではなく、政務活動以外にも使用されていることを推認させる事情もないため、政務活動費に該当しないとする請求人の主張は認められない。

(2) 県政との関わりが疑われるものについて

請求人は、請求番号 13、27、28、30、31 の支出について、県政との関わりが疑われると主張している。

1 で述べたとおり、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられているところであり、請求人が、県政との関わりを疑う根拠も示していないことから、請求番号 13、27、28、30、31 については、明らかに政務活動以外にも使用されていることを推認させる事情もないため、政務活動費に該当しないとする請求人の主張は認められない。

(3) 名前の無い領収書について

請求人は、請求番号 40、75、98 について、納品書に、宛名が記載されていないこと、請求番号 63、64、65、67、90 において、真の領収書の代わりに支払証明書が添付されていることをもって違法と主張している。

「政務活動費のしおり」では、支払者が明確でないレシートおよび切符を自動販売機で購入した場合、自家用車を利用した際の交通費等領収書が取得できない場合に議員または会派代表者が証明した「支払証明書」についても、収支報告書の証拠書類として認められている。

また、東京地裁判決でも「「領収書の宛名が会派や議員名と違うもの」は政務調査研究費として支出できない旨の定めがあるが、これと異なり、領収書に宛名が記載されていないものや、宛名が議員等自身により記入されたことが疑われるものについては、世上、領収書が金額及びただし書のみを記されて交付される場合も少なくはないと考えられることからすると、これらの事情をもって上記の定めの場合と同視することはできないというべきであり、このことから直ちに使途範囲外支出であることが事実上推認されることにはならないというべきである。」と判示されているところである。

したがって、これらの支出については、納品書に宛名がないことまたは支払証明書を証拠書類としていることをもって、政務活動以外に使用されていることを推認させる事情とはならないため、政務活動費に該当しないとする請求人の主張は認められない。

## 6 まとめ

前述のとおり、請求番号 32 のうち 1,316 円および請求番号 61 のうち 2,357 円については、政務活動費の使途基準に合致しない支出であると認められ、当該支出に充当された政務活動費相当額は、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき当該議員に県への返還義務が生じていることから、返還を求めるなど必要な措置を講ずるよう滋賀県知事に勧告し、その余の請求にかかる支出については、請求人の主張に理由がないものと認められるので、請求人の請求を棄却する。

## 第 4 勧告

議会事務局に対する監査ならびに吉田清一議員および小寺裕雄議員に対する関係人調査から判断すると、吉田清一議員に対して交付された政務活動費により支出された 1,316 円、および小寺裕雄議員に対して交付された政務活動費により支出された 2,357 円は使途基準に合致しない支出と認められるため、当該支出分の返還を求めないことは違法または不当である。

については、滋賀県知事に対し、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

- 1 吉田清一議員に対して交付された平成 27 年度の政務活動費のうち、1,316 円の返還を

求めるなど必要な措置を講ずること。

2 小寺裕雄議員に対して交付された平成 27 年度の政務活動費のうち、2,357 円の返還を  
求めるなど必要な措置を講ずること。

3 措置期限 平成 29 年 5 月 22 日

なお、法第 242 条第 9 項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、  
同日までに監査委員宛て通知されたい。

## 第 5 意見

政務活動費の制度については、それまで使途が調査研究に限定されていた「政務調査  
費」から、平成 24 年の地方自治法の改正により調査研究以外の「その他の活動」にも拡  
大できるようになり「政務活動費」とされた。

当該改正法では、使途の拡大と併せて「使途の透明性の向上が図られるよう、特段の  
配慮を行うこと。」との付帯決議がなされたところである。

議会事務局によると、「政務活動費のしおり」は、使途基準をより明確化し、政務活動  
費の適正な執行を図るために作成しているとのことであるが、「政務活動費のしおり」に  
おける収支報告書の記入例(記載内容)を見ると、「望ましい」といった表現が散見され、  
一見して適否が判断できない記載を認める内容となっている。これらの表現については、  
平成 28 年度以降は「努めてください。」との表現に改められているものの、やはり収支  
報告書に記載する内容は、基本的に交付を受ける側に委ねられており、使途の透明性の  
向上や適切な審査に資する内容であるとはいえない。事実、県外や海外への視察など高  
額な支出について、具体的な調査場所、日程、調査目的が明示されていないにもかかわらず、  
議会事務局において十分確認されないまま政務活動費として認められている事例  
が、今回の監査を通じて少なからず見受けられた。

収支報告書を公開している趣旨は、政務活動費の使途が議員もしくは会派の広範な裁  
量に委ねられている代わりに、公開することにより県民に判断を仰ぐところにあると思  
われるが、行き先が漠然としたものしか示されていない、もしくは日程や調査目的を示  
すことが求められていないなど、一般的、外形的に使途基準に合致しているかどうか判  
断できないような収支報告書では、公開しているとしても、透明性の確保は不十分であ  
るといわざるを得ない。今回の監査の過程において、複数の議員から修正報告が提出さ  
れた事実も考慮すれば、収支報告書の審査等、交付等の手続き自体に、改善の余地があ  
ると認められる。

政務活動費の使途については、議員に広範な裁量が認められているものの、裁量には  
おのずと限界があることはすでに述べたとおりである。一般的、外形的に政務活動費以  
外の目的で支出されたと推認しうる合理的な事情がある場合には、会計帳簿や領収書等  
の証拠書類によって支出が適正であったか否かを審査しうることは当然である。議会事  
務局においては、各議員または会派の判断や裁量に任せるのではなく、提出された収支

報告書について、社会通念上または「政務活動費のしおり」における使途基準に照らして政務活動費に合致しない支出が充当されていないかどうか、十分な確認を行なうよう努められたい。

なお、議会事務局によれば、平成 28 年度以降の県外・海外に係る調査については、日程、行程、調査内容などを記載し、報告書の添付を義務付けるように改正されているとのことではあるが、前述の付帯決議の趣旨を踏まえ、透明性の一層の向上に努められたい。

次に、切手や交通機関のプリペイドカードに対する支出の取扱いについて述べる。「政務活動費のしおり」では、これらの支出についても政務活動費として認めているが、いずれも換金性が高く、また使用履歴の提出を求めていることから、政務活動に実際に使用されているかどうか確認できない。そのため、一般的にいて請求人が主張するように、私的な経費に流用されているとの疑念が抱かれる可能性を含んでいるといわざるを得ない。特に I C O C A については、交通機関のプリペイドカードではあるものの、汎用性が高く、コンビニエンスストア、スーパーでの商品購入の支払い等、鉄道運賃以外の支出についても使用することができることから、I C O C A へのチャージ（入金）の領収書をもって鉄道運賃の支払いの証拠書類として認めることについては透明性の確保という点に課題があると思われる。

したがって、これら換金性または汎用性の高い切手やカードについては、出納簿や使用履歴の提出を求めるなど、運用について見直しを図られたい。

最後に、「政務活動費のしおり」における「政務活動費と関わりが薄いもの（小説等）は不適切」との記載について、議会事務局の説明では、「当該記載は私的活動に資するものには充当しないよう注意喚起するためであって、小説等をすべて不可とする趣旨ではない」とのことであるが、記載されている内容を読む限り、小説の購入費は政務活動費の充当に適さないと解釈することが一般的であると思われるし、政務活動費の交付を受ける側も、一般的解釈に従えば、小説の購入費について政務活動費への充当を差し控えることが適切のように思われる。

現在の議会事務局の運用は、小説等を娯楽小説と狭く解釈しているのみならず、運用基準として取り扱うべき内容を、単なる注意喚起にすぎないと独自の解釈をしており、このように明文化された運用基準と実際の運用が異なることは、公平性、公正性、透明性の観点から課題があるといわざるを得ない。

「政務活動費のしおり」は守るべき基準であることを今一度重く受け止め、政務活動費制度の適正な運用に努められたい。

公費の支出に対する県民の目は、従来と比べより厳しくなっている。使途基準を具体

的かつ明確に示し、使途基準に合致するか否かについて誰もがわかりやすく判断できるよう、「政務活動費のしおり」の見直しを検討するとともに、政務活動費の支出の適正な審査と適正な制度の運用を行うことで、更なる透明性の向上が図られることを強く求める。

別紙

自由民主党滋賀県議会議員団

会派分（会派代表、旧吉田清一議員、その後、佐野高典議員）について

政務活動費総額 23, 100, 255円（利息、255円含む）  
会派自主報告の使用額、22, 785, 584円  
〃 返戻額 314, 671円

（請求番号1）

（A）吉田清一議員が会長（当時）を務める自由民主党滋賀県議会議員団の平成27年度政務活動費収支報告書3ページ、「平成27年6月23日、アールブリュット、世田谷美術館」視察については、交通費（JTB）領収書133, 040円、東京・地下鉄の領収書2, 850円、手みやげ代4, 050円、昼食代（と思われるレストラン）9, 800円、タクシー代5, 820円の領収書はあるが（同、43～46ページ）、先方でどのような調査研究がなされたのか、その行程表、復命書はまったく添付されず、何をなされたのか不明である。（証1）

視察の内容、成果、県政への貢献などが証明されない限り違法である。

返還必要額<151, 560円>

（請求番号2）

（B）同3ページ、「平成27年11月26日、新生美術館整備について、7名で金沢21世紀美術館に出向き視察」とあり美術館チケット領収2,880円（360円×8名）、JR領収書100,290円、翻訳機貸出8, 000円、食事代18,684円、タクシー代4,340円はありますが、復命書などの添付が一切有りません。（証2）

視察の内容、成果、県政への貢献などの証明がされない限り違法である。

返還必要額<134, 194円>

（請求番号3）

（C）同3ページ「平成28年1月19日～21日。新生美術館・がん先進医療について。17名。九州国際重粒子がん治療センターならびに長崎県美術館に現地視察」とあり、（87ページに）JTBより「1月19日、国内旅行ご代金として」の領収書、2, 375, 418円。高速料金5, 500円、近鉄百貨店の領収書15,552円はありますが、19日、20日、21日、現地でどのような行動をとられ、何を視察されたのかの証拠が何も添付されていません。（証3）

視察の内容、日程、成果についての説明が無く、これだけでは物見遊山の旅行としかたれないので全額返還を要す。

返還必要額<2, 396, 470円>

（請求番号4）

（D）収支報告（4～9ページ）

コピー機カウント代（H27,5～H28,3）562, 250円の領収書がありますが、何を

コピーしたのかの資料が何もありません。(証4)

(10ページ) また、コピー機プリンター代(H27,5~H28,3)27,220円は。上記とどう違うのでしょうか?カウント代と二重と思われます。(証6)

上記は県議会活動の何をコピーされたのかの説明が無く、地方自治法に照らして違法である。

返還必要額<589,470円>

(請求番号5)

(E)(23ページ)

コーヒー代(H27,5~H28,3)として、332,894円(振り込み代含む)とありますが、どこでのコーヒー代でしょうか?思うに「こんなコーヒー代くらい払いましょうよ」「いいんだ。政務活動費は余る程あるんだ」「でも、公金でしょう」「硬い事をいうな」と言って支出されたのだろう。政務活動費に該当しない。(証5)

返還必要額<332,894円>

(請求番号6)

(F)収支報告49、69ページ以降

会派広報紙発行にかかる会派負担金

平成27.7、9日	大野県議	260,000円	(P49、振り込み)
平成27、8、15日	奥村県議分	190,050円	(P57、業者の印紙が貼られていません)(証7)
平成27年9月9日	吉田清一	109,182円	(個人印あり)
〃	10日 加藤誠一	246,904円	(〃)
〃	28日 岩佐弘明	200,000円	(個人印なし)
〃	村島茂男	123,390円	(〃)
平成27、10、9	大津選出県議分	1,285,578円	(P130、業者の収入印紙が貼られていません)(証8)
〃	デザイン、CD作成費	259,200円	(P131、業者の印紙が貼られていません)(証9)
平成28年1月8日	大野県議分	260,000円	(振り込み)
〃	17、奥村県議	190,050円	(P83、業者の印紙が貼られていません)(証10)
〃	29、加藤誠一	200,000円	(個人印無し)
H28、2、25、	川島隆二	163,879円	(〃)
H28、2、5	大津市分	1,280,437円	(P89、印紙あり)
〃	デザイン代	253,800円	(P90、〃)
H28、2、17	西村久子	154,872円	(印あり)(
〃	18、吉田清一	109,182円	(個人印無し)

〃	25、	村島茂男	123,000円 ( 〃 )
〃	1、	川島隆二	163,879円 ( 〃 )
〃	29	岩佐弘明	216,000円 ( 〃 )
〃		野田藤雄	182,655円 ( 〃 )
H28、3、15、		富田博明	171,827円 ( 〃 )
H28、4、1		大野県議分	517,800円 (振り込み)
			(P112)
H27、10、19		細江県議	182,979円 (振り込み)
〃		(高木、有村県議)	184,950円 (振り込み)
H27、10、19		大野県議	518,400円 (振り込み)
H27、10、28		生田県議	111,640円 (振り込み)
H27、12、22		西村久子	180,036円 (個人印あり)
H27、12、2		富田博明	327,240円 (個人印無し)
H27、12、21		野田県議	270,540円 (振り込み)

とありますが、発行された広報の実物見本、配布料金の明細が、全く添付されていません。(証11)

特に業者の印紙貼付が無い領収書は、領収書の用紙だけもらって偽造された疑惑があり、他に印紙税法違反の恐れもある。

返還必要額<8,437,470円>

(請求番号7)

(G) 収支報告書101ページ以降には「費用弁償」の名目で、会派所属議員にたいして、多額の費用が支出されている。その用途について「収支報告書」には何も記載されていません。

H28年1～3月分	吉田清一	137,800円 (個人印無し)
〃	佐野高典	121,000円 〃
〃	家森茂樹	140,600円 〃
〃	野田藤雄	157,600円 〃
〃	西村久子	134,800円 〃
〃	小寺裕雄	137,100円 〃
〃	奥村芳正	108,400円 〃
〃	生田邦夫	163,000円 〃
〃	川島隆二	219,000円 〃
〃	細江正人	198,800円 〃
〃	高木健三	100,000円 〃
〃	山本進一	109,100円 〃
〃	富田博明	163,600円 〃

〃	大野和三郎	134,800円	〃
〃	岩佐弘明	129,400円	〃
〃	目片信悟	106,300円	〃
〃	有村國俊	126,500円	〃
〃	竹村 健	139,200円	〃
〃	佐藤健司	129,400円	〃
〃	村島茂男	129,000円	〃
〃	加藤誠一	163,600円	〃
〃 (H27年5~12月)	吉田清一	176,200円	〃
〃	佐野高典	172,000円	〃
〃	家森茂樹	176,400円	〃
〃	野田藤雄	206,800円	〃
〃	西村久子	170,600円	〃
〃	小寺裕雄	193,600円	〃
〃	奥村芳正	146,800円	〃
〃	生田邦夫	226,600円	〃
〃	川島隆二	334,000円	〃
〃	細江正人	327,600円	〃
〃	高木健三	155,200円	〃
〃	山本進一	143,000円	〃
〃	富田博明	241,300円	〃
〃	大野和三郎	199,600円	〃
〃	岩佐弘明	163,600円	〃
〃	目片信悟	134,200円	〃
〃	有村國俊	177,700円	〃
〃	竹村 健	191,600円	〃
〃	佐藤健司	182,500円	〃
〃	村島茂男	170,600円	〃
〃	加藤誠一	267,800円	〃

(証12)

「費用弁償」とはいかなるものか？その内訳が説明できなければ単に議員個人の所得として配られたと考えられる。その内訳の詳しい説明ができなければ政務活動費としては違法です。さらに受け取りの印も押印されておらず、印紙も貼付されていません。

また、(参考までに) 税務当局に問い合わせると

「裏付けが無く単に「費用弁償」という名目で各個人に分配されていれば、贈与に該当し、個人の所得になり、所得税の対象になると言っています。本当に何らかの裏付けを持って支

出されたのか監査していただく事が求められます。

返還必要額<7, 105, 100円>

(請求番号8)

(H)(78ページ)お食事代45,900円の領収ありますが、何に使われたか全く書かれていません。(証13)

返還必要額<45,900円>

会派分(A~H)返還必要額、合計、<19,193,058円>

吉田清一議員、個人分について

(請求番号9)

1、「収支報告、9~11ページ」にJRの細かい領収書が添付されていますが、その中に「平成27年11月19日、博多駅発行、5,000円」「平成28年3月26日、JR東発行、相馬駅、5,000円」が含まれています。

これはどの出張分の領収でしょうか？(吉田個人、証1)

他の領収書に紛れて搾取していたものと思われます。政務活動費に該当しません。

返還必要額<10,000円>

2、「収支報告、14ページ~」の下記の報告において訪問先の入場チケット、または、訪問先の視察資料が添付されていません。

(請求番号10)

A、(浜松市美術館、平成27年5月13日)交通費22,220円、宿泊代、28,761円の領収はありますが、入場料、美術館の資料が添付されていません。(吉田個人、証2)

返還必要額<50,981円>

(請求番号11)

B、平成27年8月14,15、千鳥ヶ淵戦没者墓苑訪問、JR料金16,960円、タクシー料金6,420円の領収書ありますが、視察先の資料がありません。(吉田個人、証3)

返還必要額<23,380円>

(請求番号12)

C、平成27年9月16日、京都美術館視察、駐車料金900円のみ領収あり。視察先の資料が添付されていません。(吉田個人、証4)

返還必要額<900円>

(請求番号13)

D、映画鑑賞「日本の一番長い日」入場チケット代1,000円。(吉田個人、証5)  
上記は、地方自治法に照らして政務活動費に該当しない。

返還必要額<1,000円>

(請求番号14)

E、平成27年11月4,5日、熊野古道、JR12,740円。タクシー代10,8

00円。宿泊費、32,060円領収あり。視察先の資料が何も有りません。(吉田個人、証6) 返還必要額<55,600円>  
(請求番号15)

F,平成27年11月9日、淡海の人大交流会。交通費、JR,18,130円  
宿泊代、14,356円。交流会の資料が何も有りません。(吉田個人、証7)  
返還必要額<32,486円>  
(請求番号16)

G,平成27年11月13日、京都国立博物館。タクシー代750円の領収ありますが、  
何をされたのかの資料、入場チケットのコピーの添付が有りません。  
(吉田個人、証8) 返還必要額<750円>  
(請求番号17)

H,平成27年11月17~18、長崎平和公園、交通費、JR,24,680円。  
タクシー代、3,300円。宿泊代、2日、17,500円の領収はありますが、平  
和公園視察の資料が何も有りません。(吉田個人、証9)  
返還必要額<45,480円>

(請求番号18)  
I,平成27年11月23日、岡山県立博物館。JR,11,760円。タクシー代、  
1,830円の領収ありますが、視察の内容の資料が何も有りません。(吉田個人、  
証10) 返還必要額<13,590円>

(請求番号19)  
J,平成27年11月29日、東京、国会議員と懇談。JR16,960円の領収はあ  
りますが、議員との懇談の証拠が何も有りません。(吉田個人、証11)  
返還必要額<16,960円>

(請求番号20)  
K,平成27年12月16日、国立国際美術館(エジプト展)。タクシー代、1,360  
円の領収あり。エジプト展入場の証拠が有りません。(吉田個人、証12)  
返還必要額<1,360円>

(請求番号21)  
L,平成27年12月28日、フィリッピン戦没者慰霊、名鉄観光への振り込み315,  
864円は、振り込み書はありますが、慰霊祭参加の証拠が何も有りません。(吉田  
個人、証13)  
返還必要額<315,864円>

(請求番号22)  
M,平成28年2月12日、国史跡、重要文化財視察JR,11,760円。宿泊費、14,  
580円、太田家住宅、入場料の領収あり。県政と如何なる関連があるのか、資料が  
有りません。(吉田個人、証14)

返還必要額<26,340円>

(請求番号 23)

N, 平成28年2月15, 16日。記念館「三笠」視察。JR、17,640円、宿泊代、15,500円、タクシー代4,010円。記念館他入館チケット代、1,200円がありますが、県政と「三笠」の関連が証明できる資料は何もありません。(吉田個人、証15)

返還必要額<38,350円>

(請求番号 24)

O, 大和ミュージアム視察、JR31,310円、タクシー代690円、呉海運(フェリー代か?)390円、食事代594円、入館、昇殿料1,200円、は全部そろっていますが、県政と、どのような関係があるのでしょうか?

視察の資料が何もありません。(吉田個人、証16)

県政との関係が説明できなければ違法です。

返還必要額<34,184円>

(請求番号 25)

P, 平成28年3月24日~3月29日、震災被災地視察、JR交通費、航空、宿泊、98,410円。

タクシー代、20,360円、バス、1,150円、南相馬~仙台~福島、JR東、4,480円。はありますが、出張先の資料、県政にどう生かしたのかの証拠が何もありません。(吉田個人、証17)

返還必要額<124,400円>

(請求番号 26)

Q, 平成27年9月14日、議会レポート、218,365円

平成28年2月24日、レポート33号、218,365円、いづれも現物見本の添付がありません。

配布方法、折り込み代の詳細、代金の明細がありません。(吉田個人、証23)

返還必要額<436,730円>

上記(吉田議員、個人)1,2,A~Q

総合計、1,228,355円

(県政との係りが疑われる物)

(請求番号 27)

A, 平成28年2月、長浜盆梅展、200円。(吉田個人、証18)

(請求番号 28)

B, 平成28年3月2日、KYOUTO駅美術館、「歌川広重の旅」700円。

(吉田個人、証19)

(請求番号 29)

C、平成28年3月4日、ボクシング、山中伸介選手の試合視察、京都島津アリーナ、タクシー代、4,060円、入場料、指定席A 10,000円

合計14,060円(吉田個人、証20)

(請求番号30)

D、平成28年3月12日、「森アーツギャラリー」「フェルメールとレンブラント：17世紀オランダ黄金時代の巨匠たち展」、交通費、4,070円、入場料800円。

合計4,870円(吉田個人、証21)

(請求番号31)

E、平成28年3月19日、福知山城視察、JR, 5,960円、船、ケーブル、リフト往復、2,300円、天橋立ロイヤルホテル宿泊代、20,760円、JR, 交通費、970円、タクシー代、560円、合計30,550円(吉田個人、証22)

(請求番号32)

F「収支報告、84ページ～」書籍代、山下清・図録代、他8冊。琳派目録朝はアフリカの歓び、西行魂の旅路、無私の日本人、炎環、時間の習俗、生きなおす力、司馬遼太郎、浮世絵の春、日本古寺、日本史通覧、若冲、司馬遼太郎1巻～43巻。歌川広重の世界、美人画の四季、平山郁夫の世界。

この中に個人の趣味にもとづく書籍と考えられる本が多数みられる。県政との関係が証明できない本は違法です。(吉田個人、証24)

合計69,840円

県政との関係が疑われる項(A～F)、返還必要額<合計120,220円>

竹村 健 議員分について

県支給政務活動費、2,200,032円(利息、32円)

議員報告政務活動費、2,245,775円

返戻金 0円

(請求番号33)

1、郵送費 2015年6月11日、区内特別定

		67×1, 559通	104, 453円
〃		第一種定形 82×41	3, 362円
〃	8月7日	区内特別基 67×129	8, 643円
〃	4日	〃 67×1, 562	104, 654円
〃		第一種定形 82×40	3280円
〃	9月25日、	〃 普通切手 82×8枚、	656円
〃	11日	第一種定形 82×14、	1, 148円
〃	8日	〃 82×7	574円
〃	4日	〃 82×3、	246円

〃	10月9日	区内特別基	67×309、	20,703円
〃		〃	67×327、	21,903円
〃	13日	〃	67×435、	29,145円
〃	16日	〃	67×425、	28,475円
	11月2日	第一種定形	82×6、	492円
	10月20日	切手、第70回国体	82×7	574円
〃	12月3日、	第一種定形、	82×45、	3,690円
不明		区内特別基	67×1,959、	131,253円
			合計	463,251円

この郵送費については「あて先を特定する事が難しく」大津市議会の場合は「あて先の特定できない切手の購入経費」は政務活動費として認められていない。

「兵庫県議、切手代判決」の場合のように疑惑を生む要素も多く、「宛名の特定できない切手購入費などは、政務活動費として認めない」とするのが公費を支出するものとしては公明正大だと思われる。

上記の場合も領収書の中には「記念切手」や一部、領収書の無い物も含まれていて、(竹村、証1) あて先の不明なものは 違法である。

返還必要額<463,251円>

富田博明 議員分について

県支給政務活動費	2,200,000円
収支報告額	2,130,239円
返戻額	69,761円

(請求番号34)

1、「広報費」、平成27年9月2日、327,240円

平成28年2月5日、343,655円

となっておりますが、発行された広報誌の見本コピーが添付されていません。

(富田、証1)

(請求番号35)

2、平成27年12月25日、「引込宅内工事費」43,200円の領収書がありますが、滋賀県議会「政務活動費のしおり」においても「後援会や政党活動にかかわる部分は除き」とあり、それが証明できない場合は違法である。(富田、証2)

(富田、証1、証2) 返還必要額 <714,095円>

西村久子 議員分について

県支給政務活動費、	2,200,063円 (利息、63円含む)
議員提出支出報告額	2,196,022円

〃 返戻額 4、041円

(請求番号 36)

- 1、「広報費」 平成27年8月4日、 180,036円(56号)  
平成27年10月26日 359,532円(57号)  
平成27年12月3日 359,532円(58号)  
平成28年2月8日 154,872円(59号)  
平成28年3月29日 531,726円(60号)

となっておりますが、発行された広報誌の見本コピー、配布方法の詳細費用が添付されていません。(西村、証1)

返還必要額<1,585,698円>

岩佐弘明議員分について

県支給政務活動費、2,200,076円  
議員提出支出報告額、2,255,166円  
〃 返戻額 0円

(請求番号 37)

- 1、平成27年9月10日、「会合代」大津プリンスホテル、3,000円  
何の会合か説明が有りません。(岩佐、証1)

(請求番号 38)

- 2、平成27年9月4日、議会報告、400,000円  
平成27年12月3日、県政レポート、274,320円  
平成28年1月27日、県政レポート、432,000円  
いずれも印刷物の見本、配布費用の一覧が有りません。(岩佐、証2)

(請求番号 39)

- 3、灯油代、と書かれた領収書、1,260円、1,152円、どこで使われたのかの説明  
がありません(岩佐、証3)

(請求番号 40)

- 4、ガソリン代と思われるEXPRESSの納品書、プリカ代が18件、57,781円あ  
りますが、使用者の名前が記入されていません。(岩佐、証4)

(岩佐) 返還必要額<1,169,513円>

大野和三郎議員分について

県支給政務活動費、2,200,015円(利息15円)  
議員提出収支報告額、2,250,900円  
〃 返戻額、 0円

(請求番号 41)

1、平成27年6月17日、内閣府地方創生に係る調査、宿泊、21,760円、JR交通費24,200円の領収書はありますが、内閣府で何がなされたのかを証するものは有りません。(大野、証1)

(請求番号42)

2、平成27年10月28日、県政報告第7号印刷代、518,400円  
平成27年10月28日、〃 第8号印刷代 260,000円  
平成28年3月10日、〃 第9号印刷代 517,800円  
上記の印刷代の領収書はありますが、その見本、配布費用の明細が添付されていません。

(大野、証2)

(請求番号43)

3、書籍・「司馬遼太郎の贈りもの」600円は個人の趣味のものと思われる、(大野、証3)  
政務活動費とは認められない。

(請求番号44)

4、「政務調査補助職員人件費」平成27年5月～28年3月、  
65,000円×11か月×0,5=357,500円  
夏、冬、賞与、130,000×2×0,5=130,000円  
合計 487,500円が支出されていますが、住所、名前が黒塗りされていて誰が受け取ったのか不明です。肉親や家族への支出なら違法です。また、領収書に印紙の添付がなく、書体がすべて同一なのは、数字合わせに作られた疑念を抱かせます。

(大野、証4)

返還必要額<1,830,260円>

奥村芳正議員分について

県支給政務活動費、2,200,036円  
議員提出支出額、 2,217,664円  
〃 返戻額、 0円

(請求番号45)

1、平成28年1月、会場費、350,000円とありますが、どのような会合か一切記載が有りません。(奥村、証1)

(請求番号46)

2、平成27年8月15日、 県政報告VOL, 33号 198,450円  
平成27年10月30日 〃 34号 403,704円  
平成28年1月17日 〃 35号 198,450円  
平成28年3月28日、 〃 36号 403,704円  
いずれも印刷代の領収はありますが、印刷物の見本の添付と配布方法の記載が有りません。(奥村、証2)

返還必要額<1, 204, 308円>

加藤誠一議員分について

県支給政務活動費、 2, 200, 050円 (利息50円)  
議員提出収支報告額、 2, 090, 406円  
返戻額、 109, 644円

(請求番号 47)

1、平成27年9月3～4日、黒部川第四発電所調査研究、JR、16, 260円。宿泊費、  
8, 500円の支払い証明、領収はありますが、調査研究の内容を示す文書は何も有りま  
せん。(加藤、証1)

(請求番号 48)

2、平成27年11月9日、水資源開発に関する調査、JR、24, 200円、東京往復の  
旅費の支払い証明はありますが、調査の中身に関する資料が何も有りません。(加藤、証2)

(請求番号 49)

3、平成28年3月27～28日、高知県視察、JR、37, 320円、レンタカー代、4,  
120円、宿泊費、11, 120円の領収書はありますが、出張先の視察の中身に関する  
資料は何も有りません。(加藤、証3)

(請求番号 50)

4、広報誌の発行、平成27年9月2日、200, 000円  
平成27年9月24日、32, 400円  
(湖国とりびゅぬ9月号、広告)  
平成28年1月15日、335, 464円。  
平成28年1月26日、32, 400円  
(おうみ通信一月号、広告)  
平成28年3月24日、32, 400円  
(おうみ通信3月号、広告)  
平成28年3月30日、報知、216, 000円  
いずれも印刷物や広告の見本添付が有りません。(加藤、証4)

(請求番号 51)

5、郵便料、切手、平成27年9月11日  
記念切手、27年ふみの日、 820円× 4枚= 3, 280円  
おもてなしの花第3集、 820円× 2枚= 1, 640円  
" 4集、 820円× 16枚= 13, 120円  
日本の城シリーズ第5週 82円× 50枚= 4, 100円  
ふ・第70回国体・ふー 138、82円×150枚= 12, 300円  
日本の山岳シリーズ第6集、 82円× 5枚= 410円

	小計	34,850円
平成27年9月11日、		
区内特別基(外)	118円×152通=	18,054円
第一種定型外	140円×47通=	6,580円
	小計	24,634円
平成27年12月30日		
童画のノスタルジシリーズ第1集	82円×197枚=	16,154円
米国からのハナミズキ寄贈、	82円×22枚=	1,804円
	小計	17,958円
第1種定型外	120円×1通=	120円
	小計	120円
	総合計	77,562円

(加藤、証5)

大津市の場合は、「宛名などが明確で、真に政務活動費と認められないものは除く」とされている。このうち、真に広報の送付の為の費用かは、この報告だけでは、判断できない。宛先不明なものは違法である。

(請求番号52)

6、平成27年11月29日、東京・国交省。JR25、370円。

領収書のみ。出張先の資料なし。(加藤、証6)

(請求番号53)

7、平成28年2月4～5日、東京・国交省・農林省。要望。

JR37、160円領収のみ。要望先の資料なし。(加藤、証7)

(請求番号54)

8、平成27年7月1日、地方紙広告。324,000円

領収のみ。掲載紙などの見本コピーの添付無し。(加藤、証8)

(請求番号55)

9、書籍購入代、平成27年7月15日、「戦後ニッポン～1945～今」  
2,808円

平成28年2月22日、「天才・幻冬舎」1,512円

個人の趣味にもとづく本と思われ政務活動費に該当しない。(加藤、証9)

(請求番号56)

10、パソコン購入、平成27年6月9日。189,800円(加藤、証10)

個人用と区別できず違法である。

(請求番号57)

11、平成27年11月23日、デジタルカメラ、23,270円

個人の物と判別がつかない。政務活動費に該当しない。(加藤、証11)

返還必要額<1, 631, 875円>

小寺裕雄 議員分について

政務活動費支給額 2, 200, 127円 (利息 127円含む)  
議員本人提出収支報告支出額 2, 063, 657円  
返還額 136, 470円

(請求番号 58)

- 1、広報費、平成27年7月20日、310, 500円  
平成28年3月28日 302, 400円  
平成28年1月25日 139, 300円 領収書はありますが、現物見本と配布費用の詳細の添付がありません。(小寺、証1)

(請求番号 59)

- 2、平成27年6月25日、東京、JR、52, 000円、旅費の領収書ありますが、視察先の資料が何もありません。(小寺、証2)

(請求番号 60)

- 3、平成28年2月10日、2・4～5、旅費、31, 160円、要望活動旅費とありますが、どこで何をされたのか、詳細が何もありません。(小寺、証3)

(請求番号 61)

- 4、書籍代、35, 981円の中にクレオパトラとエジプト、世界史人三国志、プレジデント、アメリカ海軍に学ぶ、三国志英雄たち、一気に読み三国志、エクセルパーフェクト、天才、文芸春秋等、個人の趣味にもとづくものが多数含まれています。(小寺、証4)

(請求番号 62)

- 5、IPAD、携帯電話料金、按分2分の1、58, 807円、6台分、とありますが、6台分とはどういう事でしょうか？議会活動に携帯電話6台は、必要ないと思われる。政務活動費の支出として不相当である。(小寺、証5)

返還必要額 (上記、合計) 930, 148円

野田藤雄 議員分について

県支給政務活動費、 2, 200, 232円 (利息232円)  
議員提出収支報告額、 1, 008, 962円  
" 返戻額、 1, 191, 270円

(請求番号 63)

- 1、(支払証明書)に平成27年8月6日、JR西、JR東海、仙台往復。  
42, 240円とありますが領収書がありません。  
何を調査したのか、先方の資料が添付されていません。(野田、証1)

(請求番号 64)

2、(支払証明書)平成27年9月3～4、宿泊費、8,500円の領収書はありますが、交通費、15,390円(JR西、東海)は支払証明で済まされ不明朗です。黒部川第4発電所調査研究にかかわる調査先の資料が添付されていません。(野田、証2)

(請求番号65)

3、(支払証明書)平成27年9月13日、24,200円。JR西、JR東海、秋葉原「ちゃばら」オープニングイベント。領収書が有りません。

イベントの内容などの資料が添付されていません。(野田、証3)

(請求番号66)

4、平成27年9月2日、広報誌発行 218,700円

平成28年2月8日、" 365,310円

の領収はありますが、折り込み料の地域、部数の詳細な料金と、広報誌の見本の添付がありません。(野田、証4)

(請求番号67)

5、各種交通費の領収をご本人の「支払証明書」で済まされていて、真の領収書が有りません。(野田、証5)

合計、105,970円－(上記1)42,240円－(上記2)8,500円－15,390円－(上記、証3)24,200＝39,840円

返還必要額<714,180円>

佐野高典 議員分について

県支給政務活動費、2,200,092円(利息92円)

議員提出収支報告額、2,201,954円

" 返戻額、0円

(請求番号68)

1、アメリカ・ミシガン州視察のレンタカー代16,129円、宿泊料金(10,175+13,058+9,631円)=32,864円、ガソリン代、1,578円、通訳費用19,010円、などの領収書はありますが、大元の交通費(航空費?)の領収書が有りませんし、何人で行かれて、ミシガンで何を視察されたのかの資料は一切、有りません。合計69,581円(佐野、証1)

(請求番号69)

2、平成28年3月8日、東京、国会議員、JR28,240円、訪れた先の資料が何もありません。(佐野、証2)

(請求番号70)

3、平成27年8月18日、県議会報告VOL60、111,850部、173,344円とありますが、一枚2円もかかって居ません。

不可解ですし、報告の現物見本が添付されていません。(佐野、証3)

(請求番号 71)

4、平成27年10月28日、県議会報告VOL61、48、100部、印刷、折り込み 373、377円とあり、こちらは一部7、7円かかっています。

これも印刷物のみほんが添付されていません。配布先の一覧があり有りません。(佐野、証4)

(請求番号 72)

5、平成28年1月28日、県議会報告VOL63、111、550部、印刷、折り込み代、172、879円、一枚1、5円、こんなに安くできる物でしょうか？

これについても不可解で、印刷物の見本が添付されていません。配布先の一覧が有りません。(佐野、証5)

(請求番号 73)

6、平成28年3月28日、県議会報告VOL64、48、000部、印刷、折り込み代、377、762円、こちらは一枚7、8円です。現物の見本、配布先の一覧が有りません。

(佐野、証6)

(請求番号 74)

7、平成27年8月7日、国交省要望、JR28、640円、要望先の資料が何もありません。(佐野、証7)

返還必要額<1,223,823円>

佐藤健司 議員分

政務活動費支給額 2,200,210円 (利息 210円含む)

議員本人提出収支報告支出額 1,591,027円

〃 返還額 609,183円

(請求番号 75)

1、ガソリン代、コスモ石油やENEOSの納品書の中に「SATOU」の名前のあるものと無いものが有ります。記名のない物は、本人使用の証明ができず、政務活動費とは認められない。合計、68,600円 (佐藤、証1)

(請求番号 76)

2、広報費 平成28年1月18日 173,095円 (振り込み代含む)

平成27年8月12日 173,881円 //

平成28年3月30日 833,760円 //

平成28年3月18日 9,720円

いづれも現物見本が無く、配布費用についての詳細もありません。

なを、合計 1,190,456円となり 佐藤議員の収支報告書の広聴広報費、1,237,595円と -47,139円の食い違いが有ります。(佐藤、証2)

返還必要額<1,201,472円>

川島隆二議員分について

県支給政務活動費、 2, 200, 089円 (利息89円)  
議員提出収支報告額、 1, 897, 405円  
返戻額、 302, 684円

(請求番号 77)

1、「近江の人」参加費用、旅費、JR、23,000円、宿泊費、11,200円、異動タクシー、1,990円等の領収書はありますが、入場費や視察の内容の資料が添付されていません。(川島、証1)

(請求番号 78)

2、ミシガン州視察、平成27年7月22日

手みあげ代に「駒井千代」名にて「酒とハリエバーム代、20,822円」とありますが、これは視察との関係が不明です。(川島、証2)

(請求番号 79)

3、ミシガンには4人で行かれたようですが、

航空券代、196,970円。ホテル代、32,864円。通訳代、36,354円。現地通訳、598.75<sup>ドル</sup>(×110円=65,862円)などの配分方法がよく分かりません。現地で何をされたのかの資料が有りません。(川島、証3)

(請求番号 80)

4、県政報告

平成27年12月1日、郵送代、140,097円(長浜郵便局領収あり)

平成27年12月31日、" 140,231円(長浜郵便局領収あり)

平成28年1月6日、印刷代 197,834円、按分 1/2=98,917 (長浜写真製、領収あり)

" 24,300円、郵送封筒代

平成28年1月7日、折り込み代、129,924円、(12月10日)、  
按分 1/2=64,962 (株、滋賀中、領収あり)

平成28年2月4日、県政レポート34号、197,834円、按分 1/2=98,917  
(長浜写真製)

" 封筒代 17,280円、

平成28年2月5日、折り込み代、129,924円、(1月10日)按分 1/2=64,962  
(株、滋賀中、領収)

印刷代、折り込み代、郵送代、封筒代などの領収書はありますが、按分して1/2との記載がありますが、どこで按分されたのか、残り1/2はどこか不明です。

印刷物の現物見本の添付、折り込み料などの詳細が有りません。(川島、証4)

(請求番号 81)

5、官公庁などへの陳情について、旅費、JR、25,150円、宿泊費、12,811円、タクシー代、1,000円の領収はありますが、中央官庁のどこどこをまわられたのか「行程表」とか「復命書」が有りません。(川島、証5)

返還必要額<1,176,606円>

村島茂男議員分について

県支給政務活動費額、2,200,018円

議員提出収支報告額、2,570,911円

〃 返還額、0円

(請求番号82)

1、ミシガン州視察 視察先で何をどう視察されたのかの資料が添付されていません。

(村島、証1)

(請求番号83)

2、ミシガン調査航空券代、197,590円、みやげ代とかは4分の1で按分されているのに、この分は按分されていません。内容を明らかにする必要が有ります。

(村島、証2)

(請求番号84)

3、黒部川調査研究、平成27年9月3～4日、宿泊代、8,500円はありますが、全体の費用の領収が有りません。

調査研究の成果に関する資料が何も添付されていません。(村島、証3)

(請求番号85)

4、CRT建築物先進地調査のJR交通費、37,320円。

レンタカー代、4,120円。宿泊代、11,120円、

合計 52,560円の領収はありますが、行先で何をされたのかの資料は何もありません。「主な事業内容」にも計上されていません。(村島、証4)

(請求番号86)

5、平成27年8月10日、県政レポート、246,000円、

平成28年2月10日、〃 246,000円

印刷、折り込み料に関する現物見本が添付されていません。(村島、証5)

(請求番号87)

6、平成27年6月4日、デジタルカメラ代(50%、52,252円)の買い上げ政務活動費に便乗して自分の物を買ったとしか見えない。(村島、証6)

(請求番号88)

7、書籍購入、平成27年11月8日、

日本の自然災害—29,400円。

日本の自然災害東日本大震災—60,000円

憲法と日本のあゆみ、明治、大正—35,000円

憲法と日本のあゆみ、昭和元年終戦—35,000円

憲法と日本のあゆみ、戦後編—25,000円

合計 184,400円。この書籍を読むことで、どう、県政に役立てるのか個人の趣味と紛らわしい。政務活動費から支出するのに該当するとは考えられない。

(村島、証7)

(請求番号89)

8、平成27年12月28日、広報費、324,000円、広報紙の現物見本が添付されていません。(村島、証8)

返戻必要額<1,311,302円>

家森茂樹議員分について

県支給政策活動費、2,200,073円

議員提出収支報告額、2,204,980円

返戻額、0円

(請求番号90)

1、ガソリン代について、

平成27年10月2日、走行距離10,369×@20円=103,690円

平成28年3月31日、走行距離11,570×@20円=115,700円

とありますが、自家用車の走行メーターを元に走行距離を算出してガソリン代の証明になるのでしょうか？ガソリンを入れた時に業者から領収書が発行されているはずですが、なぜ、その領収書は添付できないのでしょうか？不明朗で違法です。(家森、証1)

(請求番号91)

2、平成28年3月25日、3月28～29日、高知県視察。

JR交通費37,320円、宿泊代、11,120円、レンタカー代4,120円とありますが、視察先の資料が何も有りません。(家森、証3)

(請求番号92)

3、調査研究のための交通費、通行料76,040円として、楽天市場の「ご利用明細」がありますが、「ツウコウリヨウキン」の行先が全く不明です。(家森、証4)

(請求番号93)

4、郵便料、平成27年8月5日～28年2月14日までの「県政報告会、案内ハガキ代及び郵送料」として、合計433,761円が計上されていますが、このうち真に「県政報告会用」と証明されないものは違法です。

切手代の中には「切手趣味週間」「童画のノスタルジシ리즈」等、個人の趣味に基づく切手と判断されるものも含まれています。真に政務活動用と個人用をどう識別するのによ

うか？

個人の趣味にもとづくものも含むとすれば、それは違法です。(家森、証5)

返還必要額、〈781,751円〉

目片信悟議員分について

県支給政務活動費額、2,200,052円

議員提出収支報告額、1,850,438円

返戻額、349,614円

(請求番94)

1、「主な事業内容」に県議会報告 計3回 626,321円とありますが、一回一回の印刷物の領収書、並びに印刷紙のコピーが有りません。また、折り込み料の詳細が有りません。これでは実際に作成されたのかどうかの判断ができない。(目片、証1)

(請求番号95)

2、政務活動用カメラ、10分の8負担、42,400円は政務活動用としては認められません。現物はどのように保存されているのか？個人の使用のために購入されたと判断されても止むを得ない。政務活動費とは認められない。(目片、証2)

返戻必要額〈668,721円〉

有村國俊 議員分について

県支給政務活動費、2,200,005円

議員提出収支報告額、2,212,354円

返戻額、0円

(請求番号96)

1、平成27年8月23、24日、宿泊費、13,762円、タクシー代、2,990円の領収書はありますが、JR東海、24,200×2=48,400円は領収書はなく、支払証明(証2)で済まされています。

厚労省協議の内容の証明が有りません。(有村、証1)

(請求番号97)

2、 広報費、 平成27年9月7日、 103,275円

平成27年10月29日、 288,360円

平成28年3月29日、 150,120円について

印刷費の領収はありますが、現物見本が添付されておりませんし、

折り込み代の詳しい領収はありません。(有村、証3)

また、業者の領収書に印紙が貼られていません。(印紙税法違反です)

(請求番号98)

3、ガソリン代と思われる EXPRESS の納品書が250,427円ありますが、「プリカ」とあ

って、氏名が有りません。

個人の給油とどう区別をつけるのでしょうか？（有村、証4）

（請求番号 99）

4、人件費、100,000円×11か月×0,5=550,000円

受取人の住所、氏名が全部黒塗りされていて、誰が受け取ったのかが、判明しません。

また、印紙が全く貼られていません。（印紙税法違反です）（有村、証5）

返戻必要額<1,407,334円>

山本進一議員分について

県支給政務活動費、2,200,042円

議員提出収支報告額、2,222,124円

返戻額、0円

（請求番号 100）

1、平成27年9月3～4日、黒部川調査研究、JR、18,440円

について議員本人の支払証明書には記載はありますが、JRの領収書はありません。宿泊費、8,500円の領収はありますが、調査研究先の資料が何も添付されていません。（山本、証1）

（請求番号 101）

2、公報紙、平成27年8月12日、173,344円

平成27年12月28日、197,500円

平成28年1月28日、172,879円

平成27年9月11日、24,840円

平成28年1月18日、39,960円

印刷費、製作費の領収はありますが、現物の見本のコピー、配布に係る費用が記載されていません。（山本、証2）

（請求番号 102）

3、人件費、80,000円×11か月×0,5=440,000円

40,000円×11か月×0,5=220,000円

受取人の住所、氏名が全部黒塗りされていて、受取人が不明です。

本人、親族への所払いは違法です。黒塗りをする前に、議会事務局で他人であることを証明する方法が必要と思われます。

また、5万円以上の領収には、印紙の添付が必要です。（印紙税法違反です）（山本、証3）

返還必要額<1,295,463円>

細江正人議員分について

県支給政務活動費額、 2, 200, 256円 (利息256円)  
議員提出収支報告額、 2, 050, 332円  
〃 返戻額、 149, 924円

(請求番号 103)

- 1 平成28年3月19日、インバウンド・・モニターツアー参加、  
20,000円の領収はありますが、調査の中身の資料が何も有りません。  
(細江、証1)  
返還必要額<20,000円>

高木健三 議員分について

県支給政務活動費、 2, 200, 000円  
議員提出収支報告額、 2, 344, 259円  
〃 返戻額、 0円

(請求番号 104)

- 1、 県政報告作成費用  
平成28年3月22日、35,000部=262,500円  
近江八幡市・竜王折り込み=102,750円、消費税、29,220円  
合計394,470円。印刷物の見本が有りません(高木、証1)  
なを、領収書に印紙の貼付が有りません。印紙税法違反です。

(請求番号 105)

- 2、地域情報掲載料、平成27年5月20日、振り込み。  
平成27年10月~28年3月、162,540円について広告掲載紙の見本コピーが  
有りません。証2と証3は全く良く似ているか?同一のものと思われませんが、備考欄の説  
明書きが違います。(高木、証3)

(請求番号 106)

- 3、 平成27年5月20日、162,000円。あて先不明瞭(印字が薄く)で324,  
000円の振り込みがあり、そのうち二分の一を広報費として処理されています。按分は  
どこかという事と、やはり印刷物の見本、配布先の一覧がありません。(高木、証2)  
返還必要額<881,010円>

生田邦夫 議員分について

県支給政務活動費、 2, 200, 046円  
議員提出収支報告額、 2, 039, 431円  
返戻額、 160, 615円

(請求番号 107)

- 1、平成27年9月17日、議会ニュース、印刷、折り込み代、

223, 290円の印刷代の領収書はありますが、その見本の添付、並びに配布方法の詳細が有りません。(生田、証1)

(請求番号 108)

2、人件費、120,000円×11か月×0.7=924,000円、

受け取り人の印鑑もあります。しかし、按分率が70%になっています。

他に事務所賃貸料、11か月分を70%で按分して、584,500円を負担するとなっています。按分とはどこと按分するのでしょうか。後援会と同じ事務所を賃貸するなら、それを証明する契約書の写しなどが必要です。

(生田、証2) それが無ければ不明朗で違反です。

受取人の領収書、並びに印紙の添付が有りません。(印紙税法違反です)

返還必要額<1,731,790円>

滋賀県議会議員 チームしが県議団(代表、九里 学)について

滋賀県支給政務活動費額、16,500,969円(利息 969円)

議員団提出収支報告額、14,745,888円

返戻額、1,755,081円

会派分

(請求番号 109)

1、主な事業内容の1、県外調査・平成28年1月26~28、宮城・岩手・秋田について「東レトラベル(株)」への振り込み1,889,100円(振り込み代含む)と江若交通へのバス借り上げ費用 58,644円、みやげ代15,375円はありますが、視察先でどのように行動され、県政に参考になる何を得られたのかなどの視察の内容に関する資料は何にも添付されていません。

政務活動費としては違法です。(チームしが、証1)

(請求番号 110)

2、会派用務の「費用弁償」という名目で

平成27年7月16日、5月~6月分、296,500円、

平成27年10月13日、7月~9月分、316,400円、

平成27年12月21日、10月~11月分、182,100円、

平成28年3月18日、1月~2月分、503,300円、と各議員に支払い

がなされていますが、「費用弁償」とは、何なのでしょう？

その使途の明細がなければ、個人歳費(所得)の上乗せとしか取れません。内訳が説明できない場合、政務活動費としては違法です。

また、「費用弁償」の中身が証明されなければ、個人所得になり、税務署の見解では「所得税」の対象となります。(チームしが、証2)

(請求番号 111)

3、「会派ニュース」について、

会派ニュース3号(米原市)印刷、折り込み代、	103,777円、
"    (長浜市)    "	195,453円、
"    (湖南市)	
"    4号(共通面)    "	168,544円、
"    3号(大津市分)    "	338,040円、
サーバーレンタル料(5~8月分)	
会派ニュース3号(高島市、野洲市) "	218,770円、
"    (彦根市)    "	262,177円、
"    (米原市)    "	105,926円、
"    (長浜市)    "	195,453円、
"    4号(野洲市)    "	78,462円、
"    (栗東市)    "	151,740円
"    (甲賀市)    "	298,626円、
"    5号(共通面)データ作成費	52,164円、
サーバーレンタル料(9~12月分)	28,188円、
会派ニュース4号(守山市)印刷、	110,592円、
"    3号(守山市)    1/2	111,132円、
"    3号(守山市)ポスティング代、1/2	39,550円、
"    4号(守山市)折り込み料    1/2	8,586円
"    4号(守山市)ポスティング代、1/2	39,658円、
"    5号(草津市)印刷、折り込み、1/2	190,679円
会派ニュース4号、(湖南市)印刷、折り込み、	114,544円。
"    6号、(草津市)    "    1/2	322,282円
"    5号(大津市)    "	316,980円、
"    6号(彦根市・犬上郡)    "	260,868円、
"    6号(大津市)    "	561,060円、
サーバーレンタル料(1~3月分)	
会派ニュース6号(野洲市)(近江八幡市) "	442,232円、
"    6号(栗東市)    "	330,458円、

印刷所の領収書が添付されていますが、印刷物の見本、折り込み料の詳細が添付されていません。(チームしが、証3)

(請求番号112)

4、「湯茶代」の内、平成27年6~平成28年4月までの合計、282,095円、

「湯茶代」と如何なるもののでしょうか?その詳細が全く分かりません。

政務活動費に該当せず違法である。(チームしが、証4)

(請求番号 113)

5、「事務消耗品」の内、プリンタートナー代が

平成27、9、10日、 40500円、  
平成27、10、27日、 67,068円、  
平成27、12、11日、 38,880円  
平成28、3、23日、 49,356円、  
平成28、3、25日、 82,944円（上記と僅か2日後）

支払われていますが、これは多過ぎ政務活動費に該当しない。（チームしが、証5）

(請求番号 114)

6、郵送費、切手代、15,242円。切手代のなかには、身近な動物集とか星の物語、ディズニー、野菜とくだもの集、和の食文化などの記念切手の購入も含まれていて、個人の趣味にもとづいた物と思われるものもあります。

郵送先、あて先が特定できない物は違法です。（チームしが、証6）

(請求番号 115)

7、雑費、クリアファイル、USBメモリー代、137,306円と無造作に使われています。

（チームしが、証7）

上記の内、個人消費の分については政務活動費とは認められません。

返還必要額、<5,430,551円>

日本共産党滋賀県議会議員団 平成27年度政務活動費について、

県支給政務活動費、4,950,106円（利息、106円）  
議員団提出収支報告額、4,156,222円  
返戻額、 793,884円

(請求番号 116)

1、平成27年8月4日 議員団広報第1号 折り込み代、529,092円  
平成27年8月10日 議会報告第1号 印刷代 803,088円  
（共、証1）

(請求番号 117)

2、平成27年11月6日 議員団第2号 新聞折り込み代 543,882円  
（藤井三恵子、名義で振り込み） （共、証2）

(請求番号 118)

3、平成27年11月27日 議員団広報第2号 印刷代 662,342円  
（振り込み料540円）（共、証3）

(請求番号 119)

4、平成28年3月23日、議員団広報第3号、折り込み代 545,389円

折り込み代 (振り込み料、864円) (共、証4)  
(請求番号120)

5、平成28年3月29日、議員団広報第3号、印刷代、663,898円  
(共、証5)

いずれも広報誌の現物見本が添付されていないので、何を発行したのか確認できません。  
法違反です。

返還必要額、<3,747,691円> (振り込み料含まず)

公明党滋賀県議員団 (代表、粉川清美議員) 分について

県支給政務活動費額、2,200,163円 (利息、163円)

議員提出収支報告額、1,416,125円

返戻額、784,038円

(請求番号121)

1、広報費 平成27年8月17日 KOMEI ホットニュース NO96  
(会派1/4、粉川3/4×1/2、中村3/4×1/2) 785,393円、  
振り込み料540円)

平成27年10月30日 KOMEI ホットニュース NO97  
(会派1/4、粉川3/4×1/2、中村3/4×1/2)、782,913円、  
振り込み料540円)

平成28年1月18日 KOMEI ホットニュース NO98  
(会派1/4、粉川3/4×1/2、中村3/4×1/2)、783,267円、  
振り込み料540円)

平成28年3月29日 KOMEI ホットニュース NO99  
(会派1/2、粉川1/4、中村1/4)、722,886円、  
振り込み料540円)

領収書はそろっていますが、印刷物の見本の資料が添付されていません。(公明、証1)

返還必要額<3,074,459円>

滋賀県議会会派良知会 代表 木沢成人 議員分について

県支給政務活動費額、2,900,195円 (利息 195円)

会派収支報告支出額、1,051,282円

返戻額、1,848,913円

(請求番号122)

1、ウェブサイトの作成料、管理費が

平成27年7月16日 206,820円 (振り込み料含む)

平成27年9月7日 (7、8月分) 65,340円 ( " )

平成27年10月13日 (9月分)	32,940円 ( " )
平成27年11月27日 (10月分)	32,940円 ( " )
平成27年12月14日 (11月分)	32,940円 ( " )
平成28年1月7日 (12月分)	32,940円 ( " )
平成28年2月24日 (1月分)	32,724円 ( " )
平成28年3月7日 (2月分)	32,724円 ( " )
平成28年3月29日 (3月分)	32,724円 ( " )

合計 502,092円は不当に高額であり、個人の分が含まれていれば違法です。

(木沢、証1)

(請求番号 123)

2、平成28年3月29日 475,740円

印刷物の見本、配布地域、部数、料金の明細がありません。(木沢、証2)

返還必要額<977,832円>

別表 書籍一覧

議員名	請求番号	領収書日付	書籍名
吉田清一議員	32	H27.5.22	山下清・凶録
		H27.8.9	原爆の落ちた日
			日本の一番長い日
			大本営参謀の情報戦記
			祖父たちの零戦
			慟哭の海峡
			日本はなぜ基地と原発を止められないのか
			零式戦闘機
			昭和史発掘
			H27.11.13
		H27.12.17	朝はアフリカの歓び
			西行魂の旅路
		H28.1.3	無私の日本人
			炎環
			時間の習俗
			生きなおす力
		H28.2.18	この国のかたち（1）～（6）
			大江戸 浮世絵の春
			歌麿
		H28.2.25	日本の古寺
			日本史通覧
			若冲
		H28.2.27	街道をゆく（1から43巻）
		H28.3.2	歌川広重の世界
		H28.3.15	書籍 美人画の四季
			平山郁夫の世界
		大野和三郎議員	43
加藤誠一議員	55	H27.7.15	戦後ニッポン～1945
			戦後ニッポン～今
		H28.2.22	天才
小寺裕雄議員	61	H27.8.10	クレオパトラとエジプト

議員名	請求番号	領収書日付	書籍名
小寺裕雄議員	61	H27.8.10	世界史人7 三国志最強ランキング
			占領下の日本写真で見別
			県別マップル 滋賀県
			プレジデント
			失われた世界の超古代文明
			太平洋戦争 写真で見る
			ことりっふ 滋賀・琵琶湖
		H27.9.19	明治日本の産業革命遺産
			プレジデント
		H27.10.28	三国志英雄たちの名場面別冊
			一気に読み三国志のすべて
			プレジデント
		H27.11.14	NEXT 別プレジデント
			プレジデント
			本田宗一郎4つのルール
		H27.12.12	アメリカ海軍に学ぶ 「最強のチームの作り方」
			仕組み仕事術 最新版
			暦に学ぶ日本のしきたり
		H27.12.27	日本政治の変遷
			1時間でわかる経済のしくみ
			もっと大人 Facebook のトリセツ
			Windows10
			エクセルパーフェクトテクニック 350
			エクセル3分で納得させる資料作成術
		H28.1.26	中曽根康弘
			清和会秘録
		H28.3.29	シニア左翼とは何か 反安保法制・反原発運動
			第一次世界大戦史
			中国バブル崩壊
			ルポ橋下徹
			天才

議員名	請求番号	領収書日付	書籍名
小寺裕雄議員	61	H28.3.29	政治の眼力 永田町「怪人・怪物」列伝
			文藝春秋オピニオン 2016年の論点
			文藝春秋
			文藝春秋
			財務省の闇
			「自民党」がよくわかる本
			田中角栄という生き方
		H27.6.28	ナチスの真実
			社会保障一覧表 2015
村島茂男議員	88	H27.11.18	日本の自然災害
			日本の自然災害東日本大震災
			憲法と日本のあゆみ 明治、大正
			憲法と日本のあゆみ 昭和元年終戦
			憲法と日本のあゆみ 戦後編